

# 太田市国民保護計画

平成 19 年 5 月

太 田 市



# 太田市国民保護計画

## 加除整理記録表

追録を加除整理したときは、この表に記入してください。

追録号数	内容現在	加除整理	整理者印	備 考
原 本	平成19年度策定			新規策定
第 1 号	年度修正	年 月 日		
第 2 号	年度修正	年 月 日		
第 3 号	年度修正	年 月 日		
第 4 号	年度修正	年 月 日		
第 5 号	年度修正	年 月 日		
第 6 号	年度修正	年 月 日		
第 7 号	年度修正	年 月 日		
第 8 号	年度修正	年 月 日		
第 9 号	年度修正	年 月 日		
第 1 0 号	年度修正	年 月 日		



# 太田市国民保護計画

## 目 次

第1編 総 論 .....	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 .....	1
1 市の責務及び太田市国民保護計画の位置づけ .....	1
2 太田市国民保護計画の対象 .....	1
3 太田市国民保護計画の構成 .....	2
4 太田市国民保護計画の見直し、変更手続 .....	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針 .....	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 .....	5
第4章 市の地理的、社会的特徴 .....	6
第5章 太田市国民保護計画が対象とする事態 .....	12
1 武力攻撃事態 .....	12
2 緊急処理事態 .....	12
第2編 平素からの備えや予防 .....	13
第1章 組織・体制の整備等 .....	13
第1 市における組織・体制の整備 .....	13
1 市の各部課における平素の業務 .....	13
2 市職員の参集基準等 .....	17
3 消防機関の体制 .....	20
4 住民等の権利利益の救済に係る手続等 .....	21
第2 関係機関との連携体制の整備 .....	22
1 基本的考え方 .....	22
2 県との連携 .....	22
3 近接市町村との連携 .....	23
4 指定公共機関等との連携 .....	24
5 ボランティア団体等に対する支援 .....	26
第3 通信の確保 .....	26
第4 情報収集・提供等の体制整備 .....	27
1 基本的考え方 .....	27
2 警報等の伝達に必要な準備 .....	28
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 .....	30

4	被災情報の収集・報告に必要な準備	31
第5	研修及び訓練	33
1	研修	33
2	訓練	33
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	35
1	避難に関する基本的事項	35
2	避難実施要領のモデルの作成	36
3	救援に関する基本的事項	36
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
5	避難施設の指定への協力	37
6	生活関連等施設の把握等	38
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	39
1	市における備蓄	39
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	39
第4章	国民保護に関する啓発	41
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	41
第3編	武力攻撃事態等への対処	42
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置	42
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2章	市対策本部の設置等	45
1	市対策本部の設置	45
2	通信の確保	59
第3章	関係機関相互の連携	61
1	国・県の対策本部との連携	61
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	61
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	62
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	62
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	63
6	市の行う応援等	63
7	ボランティア団体等に対する支援等	63
8	住民等への協力要請	64

第4章	警報及び避難の指示等	65
第1	警報の伝達等	65
1	警報の内容の伝達等	65
2	警報の内容の伝達方法	66
3	緊急通報の伝達及び通知	67
第2	避難住民等の誘導等	68
1	避難の指示の通知・伝達	68
2	避難実施要領の策定	69
3	避難住民等の誘導	71
4	避難住民等の受入れ	74
第5章	救援	77
1	救援の実施	77
2	関係機関との連携	77
3	救援の内容	78
4	救援物資等の確保	78
第6章	安否情報の収集・提供	80
1	安否情報の収集	80
2	県に対する報告	81
3	安否情報の照会に対する回答	81
4	日本赤十字社に対する協力	82
第7章	武力攻撃災害への対処	83
第1	武力攻撃災害への対処	83
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	83
2	武力攻撃災害の兆候の通報	83
第2	応急措置等	84
1	退避の指示	84
2	警戒区域の設定	85
3	応急公用負担等	86
4	消防に関する措置等	87
第3	生活関連等施設における災害への対処等	89
1	生活関連等施設の安全確保	89
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	89
第4	NBC攻撃による災害への対処等	91
1	NBC攻撃による災害への対処	91
2	汚染原因に応じた対応	92
3	国の対策本部等との緊密な連携	94
第8章	被災情報の収集及び報告	95

第9章	保健衛生の確保その他の措置	96
1	保健衛生の確保	96
2	廃棄物の処理	97
第10章	国民生活の安定に関する措置	98
1	生活関連物資等の価格安定	98
2	避難住民等の生活安定等	98
3	生活基盤等の確保	98
4	支援措置の広報	99
第11章	特殊標章等の交付及び管理	100
第4編	復旧等	102
第1章	応急の復旧	102
1	基本的考え方	102
2	公共的施設の応急の復旧	102
第2章	武力攻撃災害の復旧	103
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	104
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	104
2	損失補償及び損害補償	104
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	104
第5編	緊急処理事態への対処	105
1	緊急処理事態	105
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	105
第6編	首都圏等への支援	106

資 料 編 .....	1
1-1 太田市国民保護協議会条例（平成 18 年 3 月 23 日条例第 16 号） .....	1
1-2 太田市国民保護対策本部及び太田市緊急処理事態対策本部条例 （平成 18 年 3 月 23 日 条例第 17 号） .....	2
1-3 太田市国民保護協議会委員 .....	4
2-1 防災関係機関一覧表 .....	6
3-1 協力機関の連絡先 .....	13
4-1 大規模集客等施設の連絡先 .....	15
5-1 医療機関等の連絡先 .....	28
6-1 保健衛生施設等の連絡先 .....	32
7-1 ライフライン関係機関の連絡先 .....	36
8-1 避難施設等 .....	37
9-1 輸送路等 .....	43
10-1 トラック等保有状況 .....	45
11-1 消防 .....	49
12-1 備蓄及び物資調達 .....	52
13-1 人口分布及び気候 .....	58
14-1 様式等 .....	66
14-2 公用令書様式（別記様式 1 ～ 4 ） .....	71
14-3 群馬県特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱 .....	75



# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び太田市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、太田市の国民の保護に関する計画（以下「太田市国民保護計画」という。）に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら住民等の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、太田市国民保護計画を作成する。

#### (3) 太田市国民保護計画に定める事項

太田市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

### 2 太田市国民保護計画の対象

太田市国民保護計画では、市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を通過中の人など、太田市内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現する。

### 3 太田市国民保護計画の構成

太田市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 第6編 首都圏等への支援
- 資料編

### 4 太田市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 太田市国民保護計画の見直し

太田市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

太田市国民保護計画の見直しに当たっては、太田市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 太田市国民保護計画の変更手続

太田市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、太田市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、太田市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、太田市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 住民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 住民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、太田市消防団（以下「消防団」という。）及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障がい者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置の実施について配慮する。

### (7) 国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

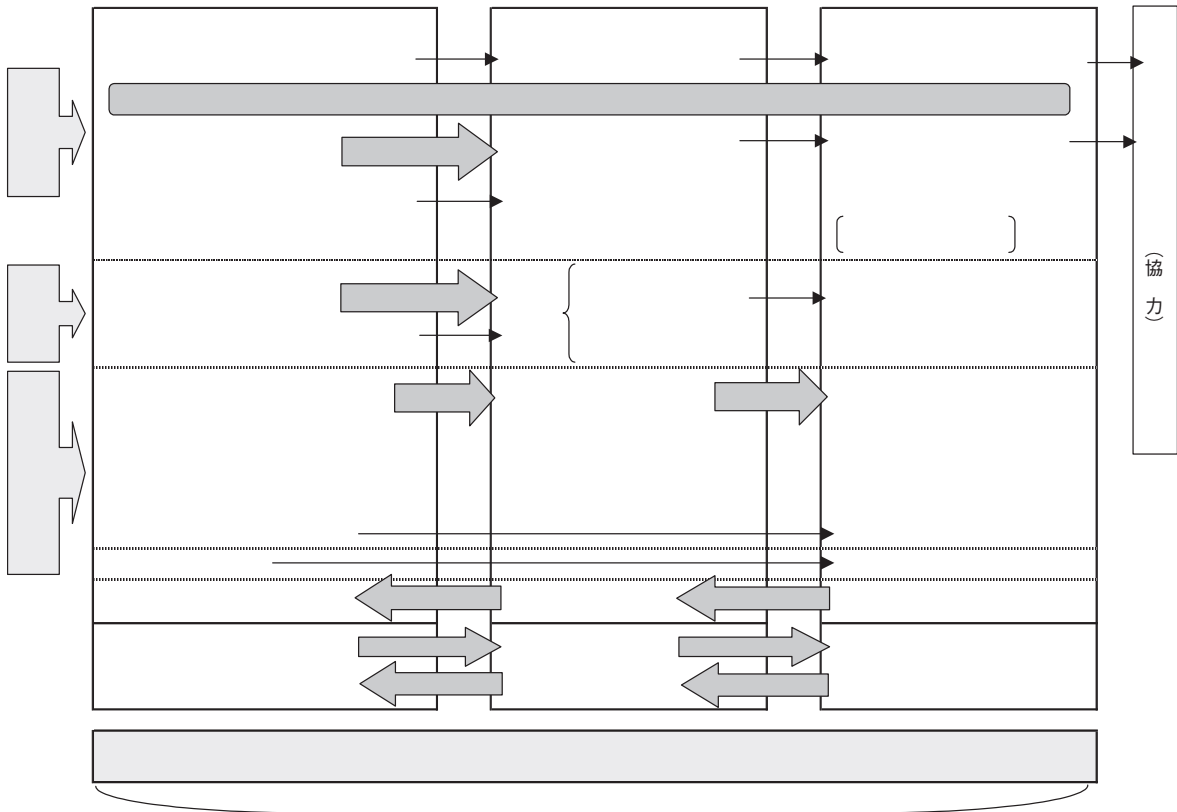
(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

--



--	--

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

太田市は北部の山地が広大な関東平野へ遷移する地形の変換点に立地している。北の足尾山地とそこから流出する渡良瀬川、南の奥利根山地に源を発する利根川が市域を区切り、行政上は群馬県東南部の隣接県との県境が狭くなる地点で、鶴の舞う姿に似た群馬県の喉頸にあって、市の北東部境界は栃木県足利市、南は埼玉県熊谷市に接し北部は群馬県桐生市、西部は伊勢崎市、東部は邑楽郡大泉町、邑楽町に囲まれている。

首都東京から北西へ約 86 km の位置にあって東西が 16.8 km、南北が 16.6 km、周囲が 81.7 km、面積は 176.49k m<sup>2</sup> である。

市の東部にある市役所の所在地点で見ると絶対位置は北緯 36° 17'、東経 139° 22' にあたり海拔 42m で日本列島のほぼ中央部に位置し、また表日本と裏日本の最も幅の広い地域の間接点に存在している。

この位置は、気候的条件や植生農業生産等の面では日本列島の中で南と北、裏と表の漸移地帯の性格を有している。

中心市街地は東武鉄道太田駅を中心として放射線状に展開し、国道、県道沿いに人家が密集している。

市の北東部では金山丘陵、八王子丘陵が海拔 230m ~ 260m をもって連なり、西部、南部、東部は関東平野に通じてひらけ、休泊堀用水、新田堀用水、岡登用水、八瀬川、蛇川、聖川、大川、高寺川、石田川、早川等の中小河川が南北縦走し、利根川に流入している。



太田市地形図

## (2) 気候

太田市の気象条件は、年間平均気温は 15.4 で降水量は平均 85.4mm となっている。例年 12 月から翌年 5 月にかけて北西の季節風が吹き異常な乾燥現象をきたす。夏期は気温が高く熱雷が発生し、霧はまれである。

気象災害の面では、台風及び梅雨前線による風水害が主であるが、その他局地的に晩霜や降雹の自然災害が発生する。

気候の特徴と発生が多い気象災害については、次のとおりである。

### 冬期（12 月～2 月）

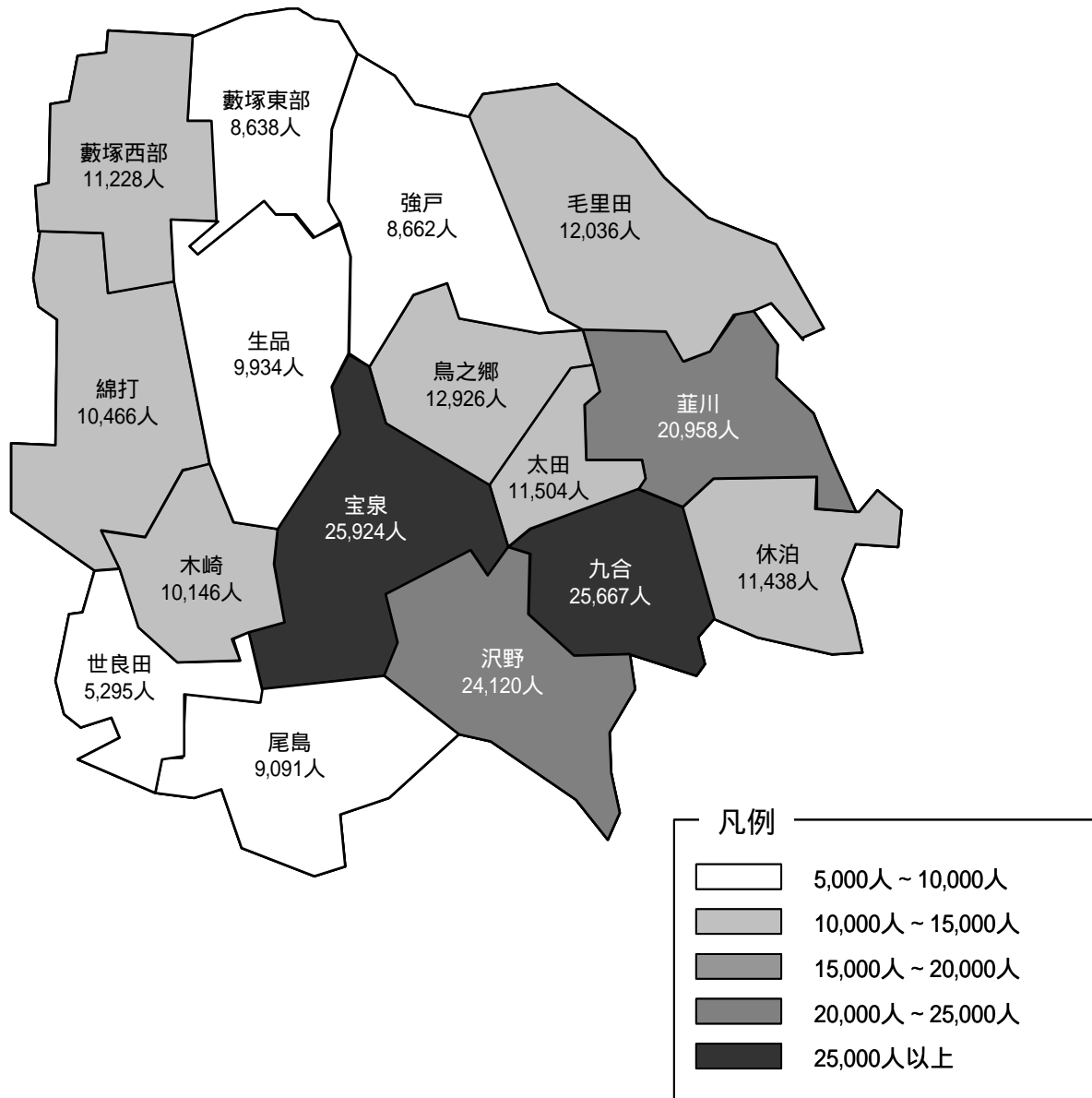
概して西高東低の冬型の気圧配置がつづく時期で、北西季節風が卓越し、晴天の日が多く雨量は少なく乾燥する。

この時期は、災害の少ない時期であるが、異常乾燥により火災の発生が多く、時に



### (3) 人口分布

人口は、市の中央部九合地区、宝泉地区に集中しており、市役所周辺の人口が多くなっている。



太田市地区別人口（平成 18 年 4 月 1 日現在）

(4) 道路の位置等

道路は、東西に延びて邑楽町及び伊勢崎市に繋がっている主要地方道前橋館林線、南北には、市の西端を走る大間々尾島線があり、市内中心部には、国道 407 号線、国道 354 号線がある。

また、市の北東方向には、茨城県水戸市及び前橋市を結ぶ国道 50 号線が走っている。



太田市内主要道路状況

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、私鉄である東武鉄道が、東西、南北にのびており、それぞれ、足利市、伊勢崎市、桐生市、大泉町を結んでいる。

また、市内には、9の駅があり、そのうち有人駅は7駅である。



太田市内鉄道状況

## 第5章 太田市国民保護計画が対象とする事態

太田市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

太田市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、以下に掲げる4種類の順で、発生の可能性が高いと想定している。

- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 着上陸侵攻
- 航空攻撃

### 2 緊急処理事態

太田市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
- 放射性同位元素等使用施設の占拠、核燃料を輸送中の車両の奪取、オイルタンクなどの爆破
- 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
- 行政庁舎・自衛隊施設の爆破、ターミナル駅・大量輸送機関の爆破、大規模集客等施設の爆破、学校・病院・行政機関の占拠

#### (2) 攻撃手段による分類

- 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
- 行政庁舎・駅・大規模集客等施設に対するBCR兵器による攻撃、浄水場への毒物混入
- 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃
- 行政庁舎などに対する航空機による自爆テロ

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

【関係課、消防機関】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 市の各部課における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

#### 【市の各部課室における平素の業務】

部・室	課	平 素 の 業 務
市民生活部	防災防犯課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太田市国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・太田市国民保護対策本部に関する事</li> <li>・避難実施要領の策定に関する事</li> <li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li> <li>・国民保護措置についての訓練に関する事</li> <li>・観光施設、大規模集客施設等における保護措置の実施体制の整備に関する事</li> <li>・職員の動員に関する事</li> <li>・住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事</li> </ul>
	生活そうだん課 交通対策課 市民活動推進課 市民課 スポーツ課 文化課 太田市新田文化スポーツ振興事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の収集体制の整備に関する事</li> <li>・復旧に関する事</li> <li>・避難施設の運営体制の整備に関する事</li> <li>・市民相談の体制に関する事</li> </ul>

部・室	課	平 素 の 業 務
消防部	消防総務課 予防課 警防課 消防団課 通信指令課 中央消防署 東部消防署 西部消防署 大泉消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関すること （ 救急・救助を含む。 ）</li> <li>・ 住民等の避難誘導に関すること</li> </ul>
秘書室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護措置実施時における本部長及び副本部長の秘書体制の整備に関すること</li> </ul>
企画部	企画課 政策推進室 人事課 情報管理課 広報統計課 行政経営課 芸術学校政策担当 おおたスポーツ学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人の安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>・ 外国人に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・ 外国人に対する支援体制の整備及び啓発に関すること</li> </ul>
総務部	総務課 選挙管理委員会事務局 財政課 管財課 購買課 検査課 市民税課 支所税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・ 災害車両の指定に関すること</li> <li>・ 救助用臨時電話に関すること</li> </ul>
公金収納推進部	納税課 税滞納整理担当 収納金滞納整理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査班の応援体制の整備に関すること</li> </ul>

部・室	課	平 素 の 業 務
地域振興部	地域総務課 地域整備課 各地区行政センター 尾島総合支所・地域総合課 尾島総合支所・市民・福祉課 新田総合支所・地域総合課 新田総合支所・市民・福祉課 藪塚本町総合支所・地域総合課 藪塚本町総合支所・市民・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の整理等情報活動の支援に関する こと</li> <li>・本庁、総合支所間の連絡体制の整備に関する こと</li> </ul>
健康福祉部	社会支援課 介護サービス課 元気おとしより課 地域介護支援室 高齢者福祉センター 福祉課 福祉事業課 健康福祉部課 社会福祉協議会事務局 健康づくり課 保険年金課 藪塚本町医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する 者の安全確保及び支援体制の整備に関する こと</li> <li>・医療、救急体制、医薬品等の供給体制の整備 に関すること</li> <li>・医療ボランティアの受入れ体制の整備に関 すること</li> </ul>
産業経済部	農業政策課 農業委員会事務局 産業経済部課 農業共済課 農業振興公社事務局 農村整備課 商業観光課 工業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業団体との連携整備に関する こと</li> <li>・農業団体との連携整備に関する こと</li> </ul>

部・室	課	平 素 の 業 務
環境部	環境政策課 清掃施設管理課 リサイクル推進課 下水道総務課 下水道整備課 下水道施設課 衛生事業班 衛生事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関すること</li> <li>・被災地の環境維持に関すること</li> <li>・し尿処理体制の整備に関すること</li> </ul>
都市づくり部	都市計画課 市街地整備課 建築指導課 区画整理課 北関東自動車道対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害調査体制の整備に関すること</li> </ul>
都市整備部	道路河川課 住宅課 建築課 花と緑の推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に関すること</li> <li>・道路、河川、公園の被害状況把握体制の整備に関すること</li> <li>・土木建設業者の協力体制の整備に関すること</li> </ul>
土地開発部	用地管理課 用地開発課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅団地の被害状況調査体制の整備に関すること</li> </ul>
行政事業部	事業管理課 渡良瀬緑地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の整理等情報活動の整備に関すること</li> </ul>
会計課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の出納に関する体制の整備に関すること</li> </ul>
水道局	水道総務課 給水課 工務課 水づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水体制の整備に関すること</li> </ul>
教育部	教育総務課 学校管理課 教育課 ・新田総合支所 ・藪塚本町総合支所 学校指導課 市立商業高校事務局 文化財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童及び生徒の安全確保、支援体制の整備及び啓発に関すること</li> <li>・安否情報の整理等情報活動の整備に関すること</li> </ul>

部・室	課	平 素 の 業 務
教育部	青少年課 こども課 児童施設担当 ・綿打幼稚園 ・藪塚本町幼稚園 ・新田第一保育園 生涯学習課	・児童及び生徒の安全確保、支援体制の整備及び啓発に関すること ・安否情報の整理等情報活動の整備に関すること
議会事務局	議会総務課 議事調査課	・他の部の応援体制の整備に関すること
監査委員事務局	監査委員事務局	・他の部の応援体制の整備に関すること

国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、防災防犯課が行う。

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、太田市消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

### 【市における 24 時間体制の確保について】

#### (1) 市部局での対応充実

消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び防災防犯課職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24 時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制の整備を行う。

#### (2) 消防本部との連携強化

防災防犯課と消防本部との一体化を含めた連携を強化し、特に、最終責任者である市長へ迅速に連絡でき、早急に市の組織をあげて対応できる体制の整備を行う。

また、消防本部より住民への初動連絡ができるよう、防災行政無線を常備消防機関に設置する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

(4) 市内で緊急事態が発生した場合の対応

市内で死傷者が発生したり、建物などが破壊されるような緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでには、時間がかかることもある。この場合、原因が明らかになるまでの間、国民保護業務担当課は情報収集などに努めることとするが、被害の状況に応じて、「太田市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）に基づく「太田市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」という。）又は「太田市災害警戒本部」（以下「市災害警戒本部」という。）を設置して対応する。

その後、国において武力攻撃の認定が行われ、閣議に基づいて国民保護対策本部設置の指定が通知（以下「本部設置指定」という。）されれば、直ちに「太田市国民保護対策本部」（以下「市対策本部」という。）に移行して国民保護措置を実施する。

なお、本部設置指定前は、「太田市国民保護準備本部」（以下「市準備本部」という。）を設置して、情報収集などを実施する。

(5) 市外で武力攻撃が発生した場合の対応

日本国内で武力攻撃が発生し、国において事態認定が行われた場合でも、市内で発生する可能性が低いと判断される場合は、「太田市国民保護情報連絡室」を設置し、国民保護業務担当課で情報収集などを実施する。

しかし、市内でも武力攻撃が発生した場合や発生のおそれがあると認められる場合は、本部設置指定により、直ちに市対策本部を設置して国民保護措置を実施する。

なお、本部設置指定前は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施する。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
市地域防災計画による体制	市地域防災計画による参集基準
市国民保護情報連絡室体制	国民保護業務担当職員が参集 （防災防犯課、道路河川課、地域整備課、各総合支所地域総合課、各地区行政センター、教育総務課、学校指導課）
市国民保護準備本部体制	全ての職員が市役所（総合支所）等に参集
市国民保護対策本部体制	全ての職員が市役所（総合支所）等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況		体制の判断基準	体制
市内で緊急事態が発生	事態認定前	原因が不明確な状況で発生した緊急事態 (未確認情報等)	
		市地域防災計画による体制が適用できない場合 (緊急事態の原因が武力攻撃であることが確実な場合など)	
	事態認定後	国民保護対策本部設置が閣議決定されていない場合	
		国民保護対策本部設置の指定を受けた場合	
市外で武力攻撃が発生 (事態認定後)		市外で武力攻撃が発生し、警報の通知を受けた場合	
		市内でも、武力攻撃が発生したが、国民保護対策本部設置の指定が閣議決定されていない場合	
		国民保護対策本部設置の指定の通知を受けた場合	

(6) 係長代理以上職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
市対策本部長(市長)	副市長	市民生活部長	消防長
市対策副本部長 (副市長)	市民生活部長	消防長	市民生活部 安心安全担当副部長
市対策本部員(各部長)	各部副部長若しくは本部連絡員		

(8) 職員の服務基準

市は、(5) ~ の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(9) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

### 3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準と同様に初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民等の誘導などに重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4 住民等の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに以下のとおり行う。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関する事。 (法第 82 条) 応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	住民等への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

### (2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

市は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第 2 関係機関との連携体制の整備

【防災防犯課、消防機関】

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

特に、市及び消防本部は、武力攻撃が発生した場合、「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防第 267 号消防庁長官）（以下「即報要領」という。）に基づき、県及び総務省消防庁へ報告する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関相互の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、太田市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 太田市国民保護計画の県への協議

市は、県との太田市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町村との連携

#### (1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

#### 【近隣市町村】

市町村名	住所	担当部署	電話番号
足利市	足利市本城3丁目2145番地	総務部企画課 消防本部総務課	0284-20-2110 0284-41-3197
伊勢崎市	伊勢崎市今泉町二丁目410	総務部行政課	0270-24-5111 (内線2345)
熊谷市	熊谷市宮町二丁目47番地1	市民部安心安全課	048-524-1111 (内線333,334)
桐生市	桐生市織姫町1-1	総務部総務課	TEL0277-46-1111 (内線415)
大泉町	邑楽郡大泉町日の出55番1号	総務課防犯消防グループ	0276-63-31111 (内線224)
邑楽町	邑楽郡邑楽町大字中野3040	総務課行政係	0276-88-5511 (内線210)

#### 4 指定公共機関等との連携

##### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

( \* 印は勤務時間外の連絡先 )

機 関 名	所 在 地	電 話	備考(担当部署等)
東日本電信電話(株) 群馬支店	〒370-8666 高崎市高松町 3	027-321-5560 FAX:027-330-3008	災害対策室(休日・夜間) 027-325-7999
東京電力(株) 太田支社	〒373-0026 東本町 56-39	9 0 2 2 1 0	総務グループ
日本郵政公社 太田郵便局	〒373-0851 飯田町 948	4 7 - 0 3 7 2	総務課 FAX: 4 5 - 8 2 7 6
東武鉄道(株)	〒131-8522 東京都墨田区押上 1-1-2	03-3621-5061	広報センター FAX:03-3621-5067
		* 03-3621-5243	運転課 FAX:03-3621-5244
東武鉄道(株) 太田駅	〒373-0026 東本町 16-1	2 2 - 3 2 0 5	
東武鉄道(株) 細谷駅	〒373-0842 細谷町 1169-4	3 1 - 8 4 4 1	
東武鉄道(株) 治良門橋駅	〒373-0006 成塚町 1024	3 7 - 0 7 2 7	
東武鉄道(株) 葦川駅	〒373-0801 台之郷町 1098-2	2 2 - 6 3 2 1	
東武鉄道(株) 木崎駅	〒370-0321 新田木崎町 45	5 6 1 0 7 1	
東武鉄道(株) 藪塚駅	〒379-2301 藪塚町 379-2	0277-78-2304	
(社)太田市医師会	〒373-0817 飯塚町 1549-1	4 8 - 9 2 9 1	FAX: 4 8 - 9 2 9 3
太田都市ガス(株)	〒373-0853 浜町 17-4	4 5 - 4 1 6 1	総務課 FAX: 4 5 - 4 1 6 9
		* 4 5 4 0 1 9	(夜間のみ)
(社)群馬県エルピー ガス協会太田支部	〒373-0817 飯塚町 1321	4 6 - 5 9 8 5	FAX: 4 6 - 5 9 7 4
(社)群馬県エルピー ーガス協会	〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7	027-255-6121	FAX:027-280-6170
(社)群馬県トラッ ク協会	〒379-2194 前橋市野中町 595	027-261-0244	総務 FAX:027-261-7576

機 関 名	所 在 地	電 話	備考(担当部署等)
待矢場両堰土地改良区	〒373-0063 鳥山下町 402-1	3 3 7 1 8 1	FAX: 3 1 - 3 2 9 1
岡登堰土地改良区	〒379-2301 藪塚町 1265	0277-78-4729	FAX:0277-78-4753
藪塚台地土地改良区	〒379-2304 大原町 661	0277-78-5695	
長尾西土地改良区	〒370-0341 新田金井町 29	5 7 1 1 1 1	新田総合支所内
NHK 前橋放送局	〒371-0846 前橋市元総社町 189	027-251-1711	
NHK 両毛広域報道室	〒373-0851 飯田町 924-2	4 8 0 9 1 2	FAX 4 8 - 7 3 0 3
群馬テレビ(株) 東毛支社	〒373-0851 飯田町 924-2	4 5 - 6 1 2 1	FAX 4 5 - 6 1 2 2
群馬テレビ(株)	〒371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	報道部 027-219-0007	報道部 FAX:027-234-8157
エフエム太郎	〒373-0853 浜町 2-7	3 0 - 1 1 1 1	FAX 3 0 - 1 1 1 2
(株)エフエム群馬	〒371-8533 前橋市若宮町 1-4-8	放送部 027-230-1882	放送部 FAX:027-230-1904

## (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院（総合太田病院）、救命救急センター、太田市医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

名称	住所	電話番号、FAX 番号
総合太田病院	八幡町 29-5	TEL:0276-22-663 FAX:0276-25-7498
太田市医師会	飯塚町 1549-1 (太田市総合健康センター2F)	TEL:0276-48-9291 FAX:0276-48-9293

## (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民等の運送などについて必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

【防災防犯課、消防機関】

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

【防災防犯課、企画部、健康福祉部】

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民等や関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民等や関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その

他の防災行政無線の整備を図る。

また、既に防災行政無線の整備を行っている市においては、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

#### 【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）を開発したところであり、18年度中に運用を開始する予定である。

#### (3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

#### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### 【大規模集客施設】

施設名	所在地	電話番号
イオンショッピングモール	太田市石原町 81	0276-47-8700
ラブショッピングセンター	太田市高林寿町 1809	0276-38-5000
ジョイフルホンダ新田店	太田市新田市野井町 556-1	0276-57-7100
ベイシア尾島店	太田市安養寺町 15	0276-52-2111
ベイシア藪塚店	太田市大原町 2311-1	0277-79-7111

#### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民等の避難誘導などを主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

1 避難住民等（負傷した住民等も同様）
氏名（フリガナ含む）
出生の年月日
男女の別
住所
国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
現在の居所
負傷（疾病）の該当
負傷又は疾病の状況
から のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
親族・同居者への回答の希望
知人への回答の希望
親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
2 死亡した住民等
（上記 ～ 及び に加えて）
死亡の日時、場所及び状況
死体の所在
親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

#### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
太田市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 太田市 町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

【防災防犯課、消防機関】

市職員は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治総合研究センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練  
警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練  
避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民等の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、太田市国民保護計画の見直し作業等に反映する。

市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

【防災防犯課、健康福祉部、教育委員会】

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

住宅地図  
（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）  
区域内の道路網のリスト  
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）  
輸送力のリスト  
（鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）  
（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）  
避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）  
（避難住民等の収容能力や屋内外の別についてのリスト）  
備蓄物資、調達可能物資のリスト  
（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）  
生活関連等施設等のリスト  
（避難住民等の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）  
関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定  
（特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）  
町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）  
消防機関のリスト  
（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）  
（消防機関の装備資機材のリスト）  
災害時要援護者の避難支援プラン

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村

と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のモデルの作成

【関係課】

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のモデルをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

【防災防犯課】

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、必要な体制を整備する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

【防災防犯課、県、警察機関】

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### 輸送力に関する情報

保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員  
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

#### 輸送施設に関する情報

道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)  
鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

### (3) 避難手段の調整

市は、避難時の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止とするが、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむをえない場合は、使用を認めることとする。

このため、市は、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整する。

また、市は、避難実施要領のモデルを作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討する。

## 5 避難施設の指定への協力

【防災防犯課】

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

【防災防犯課、公共施設管理者】

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 【市内に所在する生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉局
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	健康福祉局、農業局、 企業局、病院局

### (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

#### 1 市における備蓄

【防災防犯課、県】

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

##### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

##### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

##### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

#### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

【ライフライン管理者】

##### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備につい

て、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

【防災防犯課、教育委員会】

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

【防災防犯課、健康福祉部、県、消防機関】

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

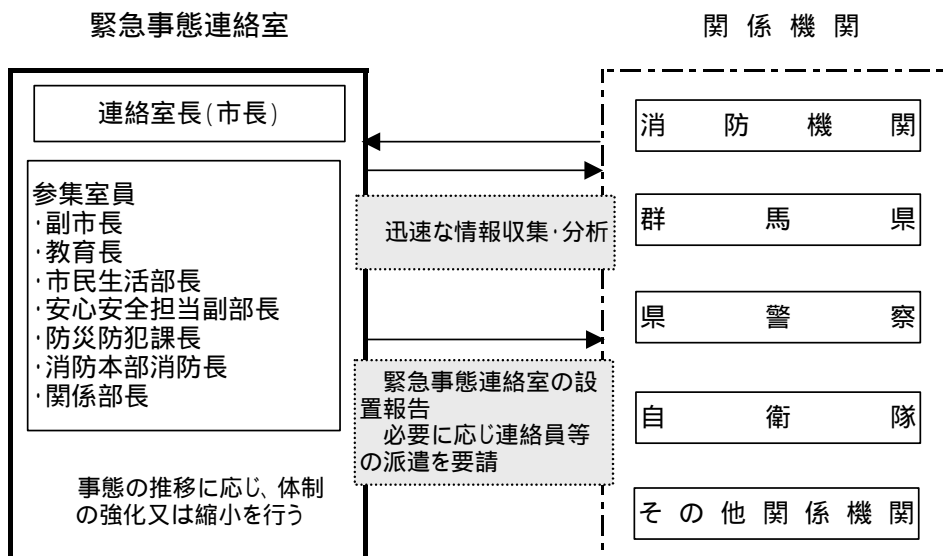
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置

【防災班、消防機関】

##### (1) 緊急事態連絡室等の設置

市長や消防機関は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、引き続き即報要領に基づき、県及び総務省消防庁に速やかに報告するとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、市民生活部長、防災防犯課課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。



緊急事態連絡室の組織及び構成

住民等からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。  
消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

## (2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

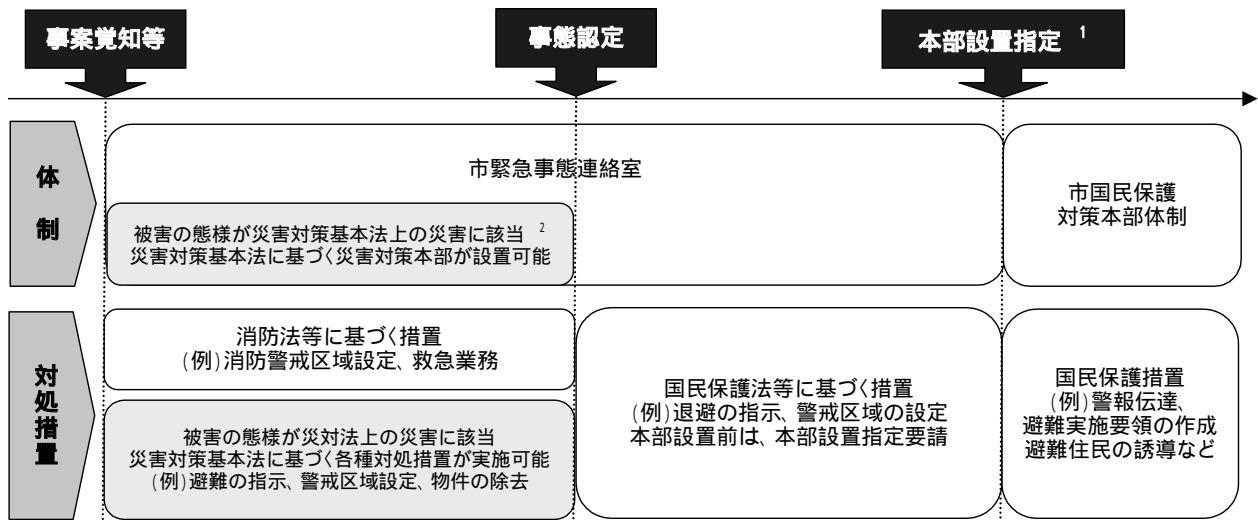
## (4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

### 【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、列車等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

【防災班】

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して本部設置指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第 2 章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

【防災班、広報連絡班、情報管理班】

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置

本部設置指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室（市情報連絡室又は市準備本部）を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎 4 階庁議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に

備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

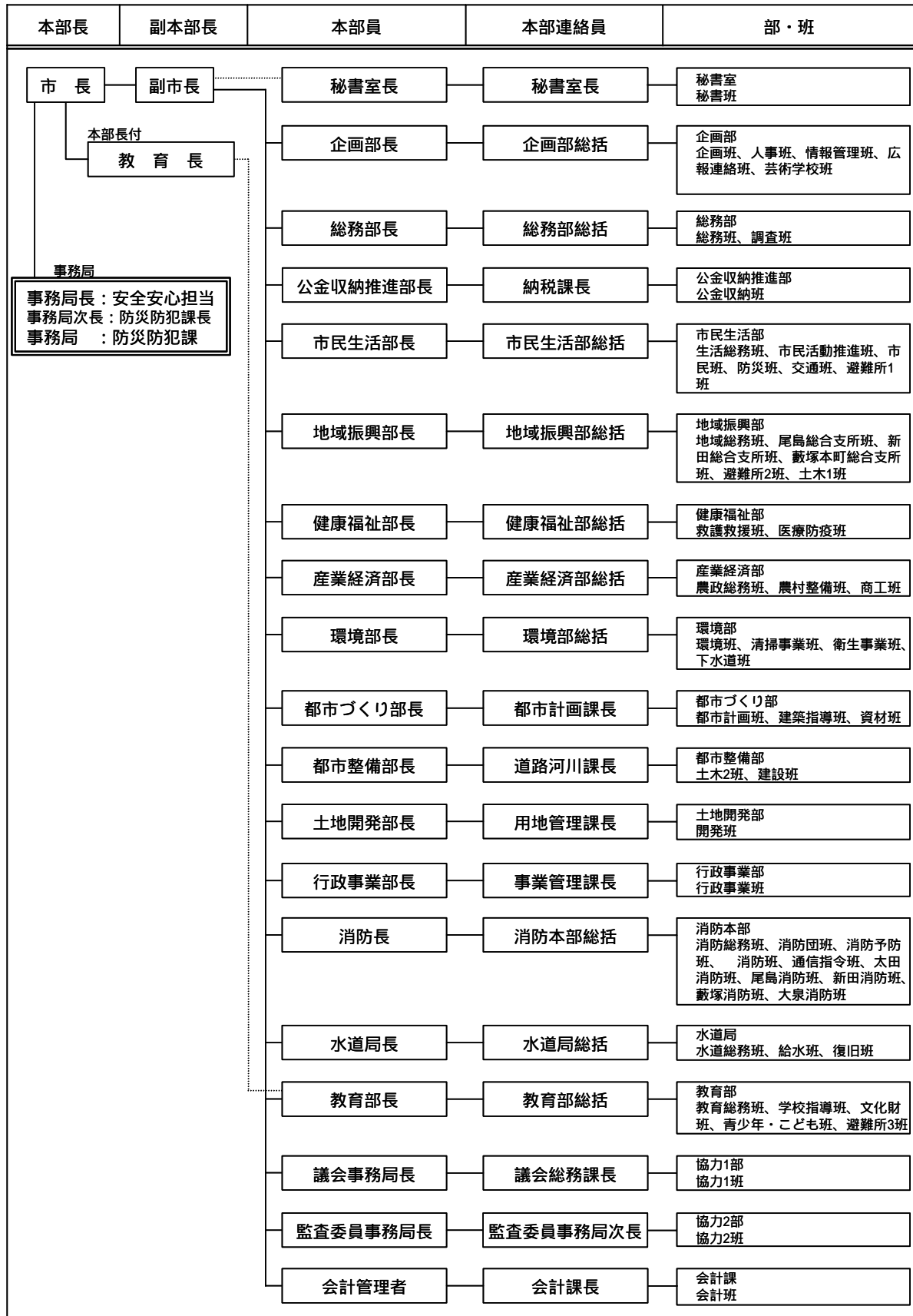
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次項の通りとする。

### 【太田市対策本部の組織】



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る）。

【市の各部課室における武力攻撃事態等における分掌事務】

( \* 印は班長、その他は副班長)

部 (部長相当職等)	班 (課長相当職)	分 掌 事 務
市民生活部 ( * 市民生活部長) (安心安全担当) (市民生活担当) (文化スポーツ担当)	防災班 ( * 防災防犯課長) (市民生活部総括) (生活そうだん課長) (交通政策課長)	1 太田市国民保護対策本部又は太田市緊急対処事態対策本部(以下「市対策本部」という。)の庶務に関すること。 2 市対策本部会議の開催及び運営に関すること 3 市対策本部長又は市対策本部会議からの指示等に係る伝達に関すること 4 各機関が行う国民保護措置の総合調整に関すること 5 各部の連絡調整に関すること 6 安否情報に関すること 7 被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめ報告に関すること 8 国、県、自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること 9 防災行政無線に関すること。 10 緊急通報の伝達及び通知に関すること 11 警戒区域の設定に関すること 12 避難の指示伝達に関すること 13 職員の動員及び各部参集状況に関すること 14 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること 15 市民の苦情に関すること 16 災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関すること 17 交通路の確保に関すること 18 交通規制及び緊急輸送道路に関すること 19 その他いずれの部または班に属さない事項に関すること。
	市民活動推進班 ( * 市民活動推進課長)	1 ボランティア活動の支援に関すること 2 民間ボランティアの受け入れ及び配置に関すること
	市民班 ( * 市民課長) (市民課主幹)	1 死体の埋火葬に関すること 2 避難者の避難状況の取りまとめに関すること。 3 死者、負傷者、行方不明者の取りまとめに関すること

部 (部長相当職等)	班 (課長相当職)	分 掌 事 務
市民生活部 (*市民生活部長) (安心安全担当) (市民生活担当) (文化スポーツ担当)	避難所1班 (*スポーツ課長) (文化課長) (文化課主幹) (太田市新田文化スポーツ振興事業団長)	1 運動施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること 2 芸術文化施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること 3 避難所の設置、管理に関すること 4 炊き出し及び食糧の配給に関すること
消防部 (*消防長) (消防本部担当) (中央消防署担当) (東部消防署担当) (西部消防署担当) (大泉消防署担当)	消防総務班 (*消防総務課長) (消防総務課主幹) (消防本部総括)	1 消防本部内および他の部との連絡調整に関すること 2 消防職員の物品(燃料、食糧その他必要品)の調達に関すること
	消防予防班 (*予防課長)	1 災害時広報に関すること 2 災害・救急医療の情報に関すること。 3 避難の誘導に関すること
	消防警防班 (*警防課長) (警防課主幹)	1 武力攻撃等災害に対する警戒・防御に関すること 2 水防活動に関すること 3 消防隊の総括運用に関すること 4 消防資機材の調達に関すること 5 関係機関の相互応援要請に関すること
	消防団班 (*消防団課長)	1 消防団に関すること 2 消防団と関係部、班との連絡調整に関すること 3 消防団の物品(燃料、食糧その他必要物品)の調達に関すること 4 消防団の公務災害補償に関すること
	消防通信指令班 (*通信指令課長)	1 武力攻撃等災害情報の収集及び出動命令に関すること 2 武力攻撃等災害情報等の受信及び伝達に関すること 3 消防通信に関すること。
	中央消防班 (*中央消防署副署長) (沢野分署長)	1 武力攻撃等災害の警報及び防御並びに警戒区域の設定に関すること 2 救助及び救急活動に関すること
	東部消防班 (*東部消防署副署長) (九合分署長)	3 武力攻撃等災害情報の収集に関すること 4 避難の指導に関すること
	西部消防班 (*西部消防署副署長) (尾島分署長)	

部 (部長相当職等)	班 (課長相当職)	分 掌 事 務
消防部 ( * 消防長 ) ( 消防本部担当 ) ( 中央消防署担当 ) ( 東部消防署担当 ) ( 西部消防署担当 ) ( 大泉消防署担当 )	大泉消防班 ( * 大泉消防署副署長 )	1 武力攻撃等災害の警報及び防衛並びに警戒区域の設定に関すること 2 救助及び救急活動に関すること 3 武力攻撃等災害情報の収集に関すること 4 避難の指導に関すること
秘書室 ( * 秘書室長 )	秘書班 ( * 秘書室長 )	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
企画部 ( * 企画部長 ) ( 企画担当 ) ( 行政経営担当 )	企画班 ( * 企画課長 ) ( 政策推進室長 ) ( 政策推進室主幹 ) ( 英語特区校支援担当 ) ( 企画部総括 )	1 部内各班の総合調整に関すること。 2 武力攻撃等災害見舞、視察者に関すること 3 外国人に対する情報提供に関すること 4 外国人に対する生活相談に関すること
	人事班 ( * 人事課長 ) ( 人事課主幹 )	1 職員の動員、派遣要請及び斡旋に関すること 2 職員の公務災害補償に関すること 3 職員及び家族の被災状況の把握に関すること
	情報管理班 ( * 情報管理課長 ) ( 情報管理課主幹 )	1 武力攻撃等災害情報等のインターネットへの情報発信に関すること 2 電算システムの保全に関すること
	広報連絡班 ( * 広報統計課長 ) ( 行政経営課長 )	1 武力攻撃等災害情報等の広報活動に関すること 2 記録写真の撮影及び各種資料の収集に関すること 3 報道機関との連絡調整に関すること 4 武力攻撃等災害情報等の庁内放送に関すること 5 武力攻撃等災害統計に関すること
	芸術学校班 ( * 芸術学校政策担当 ) ( スポーツ学校政策担当 )	1 おおた芸術学校及び付属建物の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること 2 部内各班の応援に関すること

部 (部長相当職等)	班 (課長相当職)	分 掌 事 務
<b>総務部</b> (* 総務部長) (総務担当) (購買本部担当) (課税担当) (納税担当)	<b>総務班</b> (* 総務課長) (選挙管理委員会事務局) (財政課長) (管財課長) (購買課長) (購買課主幹) (検査課長) (総務部総括)	1 部内各班の総合調整に関する事 2 武力攻撃等災害応急措置関係予算の編成及び資金調達に関する事 3 市庁舎、市有財産の管理及び被害状況の報告に関する事 4 公用車による人員及び物資の輸送に関する事 5 緊急通行車両の確認事務及び連絡調整に関する事 6 特殊標章等の交付等に関する事 7 復旧工事契約に関する事
	<b>調査班</b> (* 市民税課長) (資産税課長)	1 家屋等の被害状況調査と報告に関する事 2 市税の徴収猶予及び減免に関する事
<b>公金収納部</b> (* 公金収納部長)	<b>公金収納班</b> (* 納税課長) (税滞納整理担当) (収納金滞納整理担当)	1 税務一般に関する事 2 調査班の応援に関する事
<b>地域振興部</b> (* 地域振興部長) (地域・行政センター担当) (尾島総合支所担当) (新田総合支所担当) (藪塚本町総合支所担当)	<b>地域総務班</b> (* 地域総務課長) (地域振興部総括)	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 部内被害状況及び応急対策活動の集約に関する事
	<b>土木 1 班</b> (地域整備課長)	1 土木施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 2 道路の通行止め及び迂回路の設定等に関する事 3 緊急輸送路の確保に関する事 4 被害道路、橋梁、河川の応急修理に関する事
	<b>避難所 2 班</b> (* 各地区行政センター長)	1 行政センターの被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 2 避難所設置、管理に関する事 3 炊き出しに関する事 4 避難者名簿の作成に関する事 5 避難者への情報提供、広聴に関する事

部 (部長相当職等)	班 (課長相当職)	分 掌 事 務
<b>地域振興部</b> (* 地域振興部長) (地域・行政セク-担当) (尾島総合支所担当) (新田総合支所担当) (藪塚本町総合支所担当)	<b>尾島総合支所班</b> (* 尾島総合支所・地域総合課長) (尾島総合支所・市民・福祉課長)	1 管内の被害状況の総合的把握に関する事 2 本庁との連絡調整に関する事 3 総合支所被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 4 支所管内の避難誘導及び救助活動に関する事
	<b>新田総合支所班</b> (* 新田総合支所・地域総合課長) (新田総合支所・市民・福祉課長)	1 管内の被害状況の総合的把握に関する事 2 本庁との連絡調整に関する事 3 総合支所被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 4 支所管内の避難誘導及び救助活動に関する事
	<b>藪塚本町総合支所班</b> (* 藪塚本町総合支所・地域総合課長) (藪塚本町総合支所・市民・福祉課長)	1 管内の被害状況の総合的把握に関する事 2 本庁との連絡調整に関する事 3 総合支所被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 4 支所管内の避難誘導及び救助活動に関する事
<b>健康福祉部</b> (* 健康福祉部長) (高齢者担当) (福祉担当) (健康医療担当)	<b>救護救援班</b> (* 社会支援課長) (介護サービス課長) (元気おとしより課長) (地域介護支援室長) (高齢者福祉セク-担当) (福祉課長) (福祉事業課長) (健康福祉部課長) (社会福祉協議会事務局長) (健康福祉部総括)	1 避難場所の応急衣料、寝具、生活必需品の配給に関する事 2 救助物資の保管及び受払いに関する事 3 部内各班の総合調整に関する事 4 義援金の募集、配分に関する事 5 死体の埋葬に関する事(身元不明者) 6 福祉施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事(母子児童福祉施設を除く) 7 福祉施設入居者の避難等の指導に関する事 8 日赤、社会福祉協議会などのボランティア活動の支援に関する事 9 高齢者、障がい者の被害状況等の把握に関する事 10 被害を受けた高齢者及び障がい者の保護、救済に関する事

部 (部長相当職等)	班 (課長相当職)	分 掌 事 務
<b>健康福祉部</b> (*健康福祉部長) (高齢者担当) (福祉担当) (健康医療担当)	<b>医療防疫班</b> (*健康づくり課長) (健康づくり課主幹) (保険年金課長) (保険年金課主幹) (藪塚本町医療センター事務長)	1 医療施設の被害状況の調査報告に関する事 2 医療要員、医療用資機材及び医療品の確保に 関すること 3 救護所の設置、管理、負傷者の収容に関する こと 4 食品衛生の確保に関する事 5 防疫活動に関する事 6 太田市医師会緊急医療対策本部及び医療機関 との連絡に関する事 7 被災者の医療、救護、助産に関する事 8 被災者の健康の確保に関する事
<b>産業経済部</b> (*産業経済部長) (農政担当) (商工観光担当) (農業委員会事務局長)	<b>農政総務班</b> (*農業政策課長) (農業政策課主幹) (農業委員会事務局次長) (産業経済部課長) (産業経済部総括) (農業共済課長) (農業振興公社事務局長)	1 部内各班の総合調整に関する事 2 農畜林業関係の被害状況の調査報告に関する こと。 3 農地の被害状況等の調査報告に関する事 4 応急食料品の調達及び配給に関する事 5 農畜産関係の応急救助に関する事 6 農畜産関係資機材の斡旋提供に関する事 7 営農資金の貸付に関する事
	<b>農村整備班</b> (*農村整備課長)	1 農業用施設の被害調査及び応急対策に関する こと
	<b>商工班</b> (*商業観光課長) (工業政策課長)	1 事業所、商工業関係の被害状況の調査報告に 関すること 2 観光施設の応急対策に関する事 3 工場に対する応急対策に関する事 4 救援物資の需給に関する事
<b>環境部</b> (*環境部長) (環境担当) (下水道担当)	<b>環境班</b> (*環境政策課長) (環境政策課主幹) (環境部総括)	1 部内各班の総合調整に関する事 2 公害防止関係施設の被害状況の調査報告に 関すること
	<b>清掃事業班</b> (*清掃施設管理課長) (リサイクル推進課長)	1 清掃施設の被害状況の調査報告及び応急対策 に関する事。 2 被災地の応急的清掃に関する事 3 小動物の死体の処理に関する事 4 清掃班の編成に関する事

部 (部長相当職等)	班 (課長相当職)	分 掌 事 務
環境部 ( * 環境部長 ) ( 環境担当 ) ( 下水道担当 )	下水道班 ( * 下水道総務課長 ) ( 下水道整備課長 ) ( 下水道施設課長 ) ( 下水道施設課主幹 )	1 下水道施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 2 被災下水道施設修理に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事
	衛生事業班 ( * 衛生事業課長 )	1 衛生施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 2 浸水便槽の汲取りに関する事 3 仮設トイレの管理に関する事
都市づくり部 ( * 都市づくり部長 ) ( 都市建設担当 )	都市計画班 ( * 都市計画課長 ) ( 市街地整備課長 )	1 部内各班の総合調整に関する事 2 被災地区の復旧計画に関する事 3 都市計画施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事
	建築指導班 ( * 建築指導課長 )	1 被害建築物の応急対策及び指導に関する事
	資材班 ( * 区画整理課長 ) ( 北関東自動車道対策課長 )	1 応急資材の確保、受入れ及び配分に関する事 2 緊急物資輸送経路の確保に関する事 3 土地区画整理事業地内の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事
都市整備部 ( * 都市整備部長 ) ( 土木建築担当 )	土木 2 班 ( * 道路河川課長 ) ( 道路河川課主幹 )	1 土木施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 2 道路の通行止め及び迂回路の設定等に関する事 3 緊急輸送路の確保に関する事 4 被害道路、橋梁、河川の応急修理に関する事
	建設班 ( * 住宅課長 ) ( 建築課長 ) ( 花と緑の推進課長 ) ( 花と緑の推進課主幹 )	1 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する事 2 市営住宅の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 3 避難所の建設修理に関する事
土地開発部 ( * 土地開発部長 ) ( 土地開発担当 )	開発班 ( * 用地管理課長 ) ( 用地開発課長 ) ( 用地開発課主幹 ) ( 土地開発部総括 )	1 応急仮設住宅敷地の確保に関する事 2 避難経路の確保及び避難者の誘導に関する事

部 (部長相当職等)	班 (課長相当職)	分 掌 事 務
行政事業部 ( * 行政事業部長 )	行政事業班 ( * 事業管理課長 ) ( 渡良瀬緑地課長 )	1 行政事業部管理施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること 2 道路における倒木の除去に関すること
会計課 ( * 会計管理者 )	会計班 ( * 会計課長 )	1 被災関係の経理に関すること 2 応急対策物資の納入及び出納に関すること
水道局 ( * 水道局長 )	水道総務班 ( * 水道総務課長 ) ( 水道局総括 )	1 部内各班の総合調整に関すること 2 水道施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること 3 応急給水計画及び応援協定の要請に関すること
	給水班 ( * 給水課長 )	1 被災地の応急給水に関すること 2 給水施設の応急修理に関すること
	復旧班 ( * 工務課長 )	1 応急資材、器具の確保に関すること 2 上水道施設の保全修理に関すること
教育部 ( * 教育部長 ) ( 教育指導担当 ) ( 青少年育成担当 ) ( 文化財・生涯学習担当 )	教育総務班 ( * 教育総務課長 ) ( 学校管理課長 ) ( 教育部総括 ) ( 教育課長 ) ・新田総合支所 ・藪塚本町総合支所	1 部内各班の総合調整に関すること 2 学校施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること 3 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること
	学校指導班 ( * 学校指導課長 ) ( 市立商業高校事務局長 ) ( 市立商業高校事務局次長 ) ( 教育部主幹 )	1 緊急時における学校への命令伝達に関すること 2 児童、生徒の避難に関すること 3 被災時における児童、生徒の応急教育に関すること 4 児童、生徒、教職員及び家族の被害調査に関すること 5 被害児童生徒の学用品の支給に関すること
	文化財班 ( * 文化財課長 )	1 指定文化財の被害状況の調査報告及び応急対策に関すること 2 指定文化財の緊急避難と一時保管に関すること

部 (部長相当職等)	班 (課長相当職)	分 掌 事 務
<b>教育部</b> (* 教育部長) (教育指導担当) (青少年育成担当) (文化財・生涯学習担当)	<b>青少年・こども課</b> (* 青少年課長) (こども課長) (児童施設担当課長) ・綿打幼稚園 ・藪塚本町幼稚園 ・新田第一保育園	1 青少年施設及びこども施設の調査報告、応急対策に関する事 2 被災児童の保護、救済に関する事 3 炊き出し及び食糧の配給に関する事
	<b>避難所 3 班</b> (* 生涯学習課長) (生涯学習課主幹)	1 社会教育施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事 2 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関する事 3 炊き出し及び食糧の配給に関する事
<b>協力 1 部</b> (* 議会事務局長)	<b>協力 1 班</b> (* 議会総務課長)	1 他の部班の応援に関する事。
<b>協力 2 部</b> (* 監査委員事務局長)	<b>協力 2 班</b> (* 監査委員事務局次長)	1 他の部班の応援に関する事。

東毛広域市町村圏振興整備組合、太田市外三町広域清掃組合及びに派遣職員並びに外郭団体の専従職員を除く。

担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### 【市対策本部における広報体制】

###### 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置するものとする。

###### 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用し、住民等に迅速な情報提供できる体制を整備する。

###### 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

###### その他関係する報道機関

##### 【関係報道機関一覧】

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK 前橋放送局	〒371-0846 前橋市元総社町189	027-251-1711(代)	
NHK 両毛広域報道室	〒373-0851 飯田町 924-2	4 8 0 9 1 2	FAX 4 8 - 7 3 0 3
群馬テレビ(株) 東毛支社	〒373-0851 飯田町 924-2	4 5 - 6 1 2 1	FAX 4 5 - 6 1 2 2
群馬テレビ(株)	〒371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	報道部 027-219-0007	報道部 FAX:027-234-8157
エフエム太郎	〒373-0853 浜町 2-7	3 0 - 1 1 1 1	FAX: 3 0 - 1 1 1 2
(株)エフエム群馬	〒371-8533 前橋市若宮町 1-4-8	放送部 027-230-1882	放送部 FAX:027-230-1904

(5) 市現地対策本部の設置

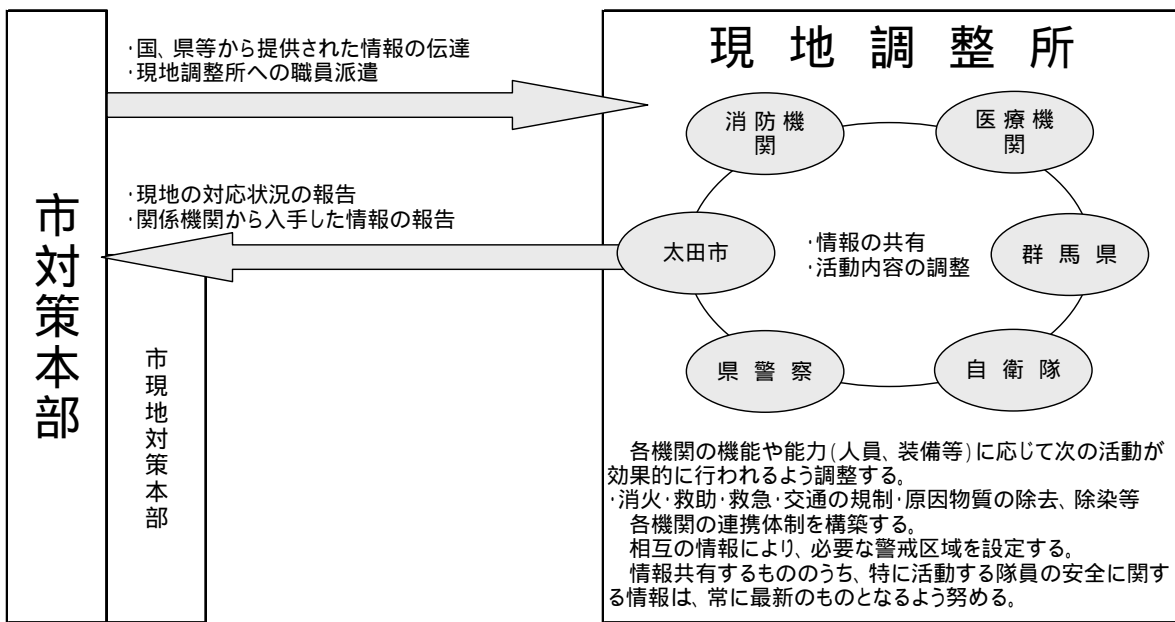
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

#### 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

#### 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

#### 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

#### 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

【防災班、情報管理班】

#### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を県の対応に準じ、確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。ま

た、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国・県の対策本部との連携

【防災班】

##### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

#### 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

【防災班】

##### (1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

##### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

【防災班】

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、直接、防衛大臣に連絡する。

なお、実務上の連絡先については、平素から市と自衛隊が調整し、確認しておく。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

【防災班】

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

【防災班】

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

【防災班】

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

【防災班、市民活動推進班】

- (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民等の誘導などの実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主

防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア団体に対する支援

受入窓口の開設

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入窓口を開設する。

ボランティアの受入れ

市は、ボランティア関係団体と連携し、各避難所などのボランティアニーズ（種類、人数等）を把握し、相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入れができる体制の整備に努める。

ボランティア活動への対応

ア) ボランティア関係団体からの申し出があった場合でも、活動の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の発生状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

イ) 安全の確保が十分であると判断した場合には、次の事項に留意しながら県及びボランティア関係団体と相互に協力し、その技能の効果的な活用ができるように努める。

(ア) 被災地又は避難先地域における要望や活動状況の把握

(イ) ボランティアへの情報提供

(ウ) ボランティアの生活環境への配慮

(エ) 避難所等に臨時に設置されるボランティアセンターにおけるボランティアの登録・派遣調整など、受入体制の確保

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

**8 住民等への協力要請**

**【防災班】**

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民等の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

【防災班、消防機関、情報管理班、広報連絡班】

##### (1) 警報の内容の伝達

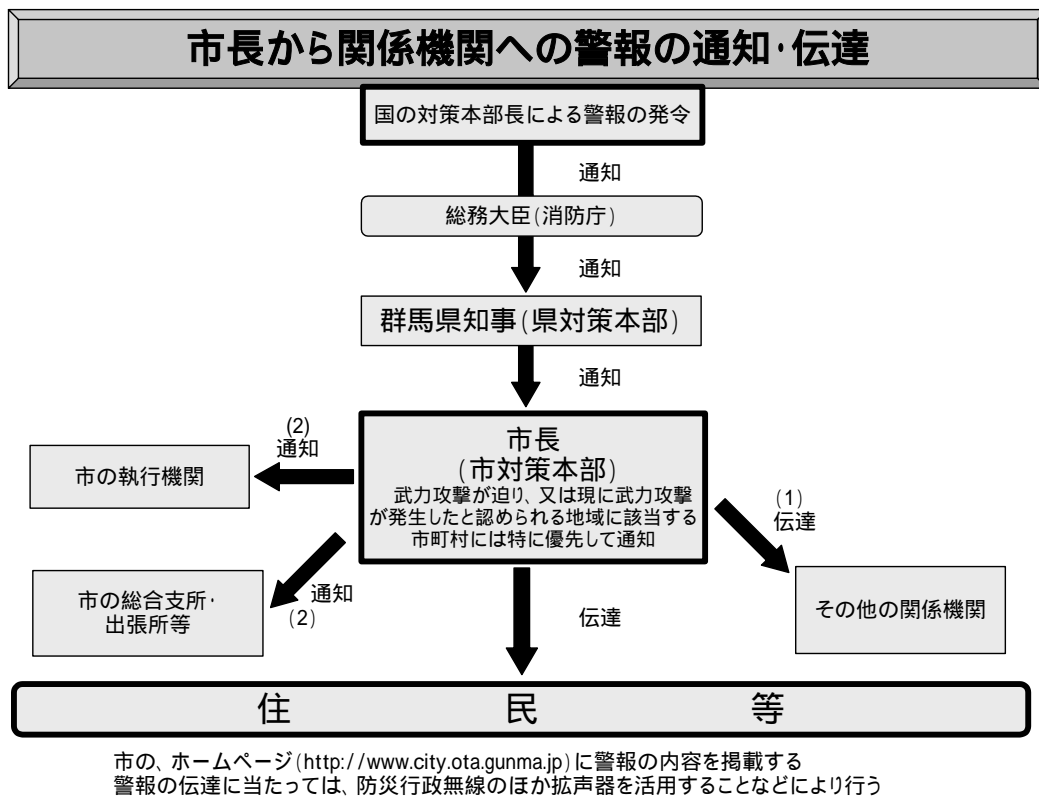
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等や関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

市は、県との役割分担に応じ、県が平素から情報収集した大規模集客等施設に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.ota.gunma.jp>）に警報の内容を掲載する。



## 2 警報の内容の伝達方法

【防災班、消防機関、救護救援班】

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民等に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。
- また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除が県から通知された場合、発令と同様に住民等や関係団体に伝達する。なお、原則として、サイレンは使用しないこととする。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

- 緊急通報の住民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民等の誘導等

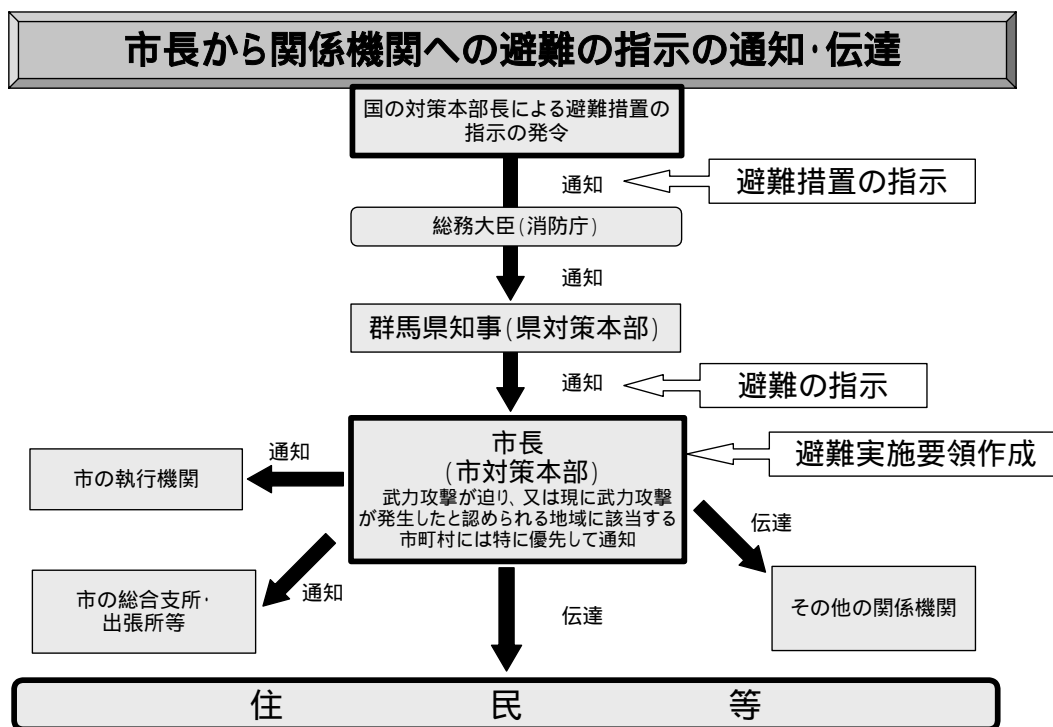
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民等の誘導を行うこととなる。市が住民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民等の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

【防災班、消防機関】

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。



市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う

### 避難の指示の流れ

## 2 避難実施要領の策定

【関係各課】

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のモデルを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 避難実施要領に定める事項（法定事項）

避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

避難住民等の誘導の実施方法、避難住民等の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民等の誘導に関する事項

その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 避難実施要領の作成にあたっての主な留意事項

市は、避難実施要領を作成するときは、次の点に留意する。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所など、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載すること。

避難先の住所や施設名を可能な限り具体的に記載すること。

避難住民等の誘導や輸送の拠点となるような一時集合場所の住所や場所を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載すること。避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載すること。

集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項など、集合にあたっての避難住民等が留意すべき事項を記載すること。

なお、高齢者、障がい者など災害時要援護者の所在を確認して避難を促すこと。集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間や避難経路など、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載すること。

避難住民等の避難誘導が速やかにかつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置や担当業務を明示するとともに、その連絡先などを記載すること。高齢者、障がい者など、災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するため、対応方法を記載すること。

避難を必要とする地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載すること。  
避難誘導中に避難住民等へ食料、水、医療、情報などを速やかにかつ適切に提供  
できるよう、それら支援内容を記載すること。

避難住民等の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について  
記載すること。

避難誘導から離脱してしまうなど、問題が発生した際の緊急連絡先を記述するこ  
と。

### (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

( 地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態 )

事態の状況の把握 ( 警報の内容や被災情報の分析 )

( 特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案 )

避難住民等の概数把握

誘導の手段の把握 ( 屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 ( 運送事業者で  
ある指定地方公共機関等による輸送 ) )

輸送手段の確保の調整 ( 輸送手段が必要な場合 )

( 県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定 )

要援護者の避難方法の決定 ( 避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置 )

避難経路や交通規制の調整 ( 具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自  
家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整 )

職員の配置 ( 各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定 )

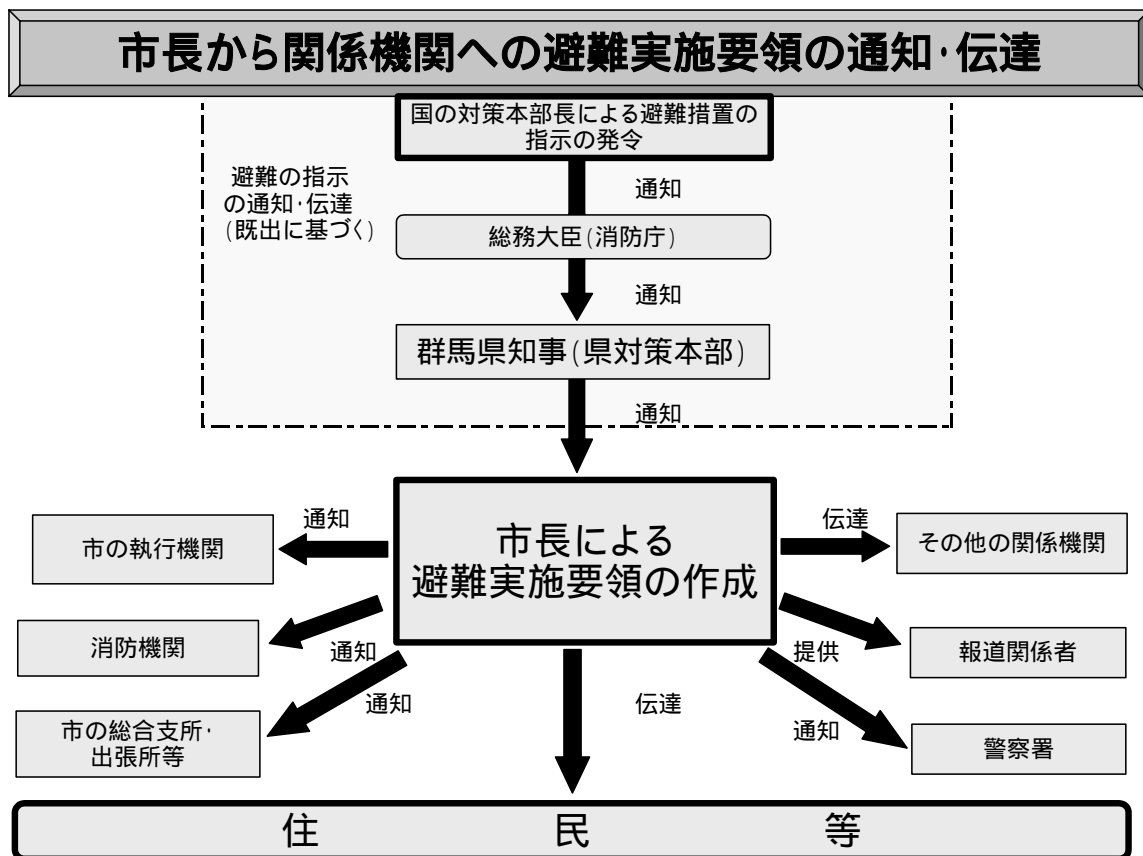
関係機関との調整 ( 現地調整所の設置、連絡手段の確保 )

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ( 県対策本部との調整、国の  
対策本部長による利用指針を踏まえた対応 )

### (4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民等や関係のある公私の  
団体に伝達する。その際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住  
民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を当該市の他の執行機関、市の区域を管轄する消  
防長、警察署長及び自衛隊群馬地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。  
さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民等の誘導

【消防機関、総務班、救護救援班、警察機関、防災班、農政総務班、土木1班、  
土木2班】

#### (1) 市長による避難住民等の誘導

市長は、県から避難の指示を受けたときは、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民等を誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の

定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民等の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民等の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民等の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民等の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民等の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民等の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民等の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民等の心理を勘案し、避難住民等に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

### (6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、救護救援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える必要がある）。

### (7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する

情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、県や当該地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民等の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民等の輸送の求め等

市長は、避難住民等の輸送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民等の輸送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民等の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民等の復帰に関する要領を作成し、避難住民等を復帰させるため必要な措置を講じる。

## 4 避難住民等の受入れ

【避難所 1 班、避難所 2 班、避難所 3 班】

国からの避難に関する通知を受け、市内に避難する人を受入れる地域がある場合は、市長は、県と連携し、避難施設の開設など、受入れの準備を行う。

### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民等の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民等を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民等の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持って

もらうことが必要である。

### 弾道ミサイル攻撃の場合

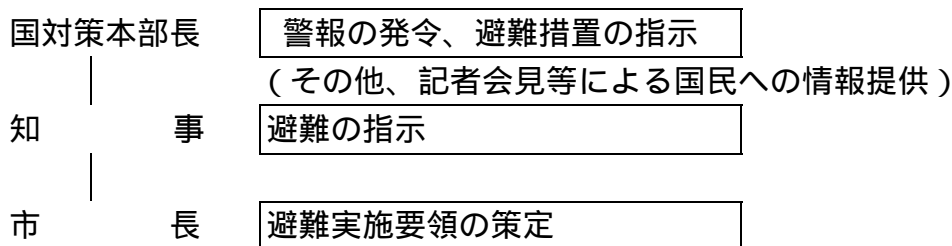
弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民等は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア) 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

【消防機関、医療防疫班、市民班、建築指導班、建設班、学校指導班、行政事業班】

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### (3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

### 2 関係機関との連携

【防災班、救護救援班】

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民等の輸送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

【消防機関、医療防疫班】

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

### 4 救援物資等の確保

【防災班】

(1) 救援物資の売渡要請等

市は、県からの要請があり、救援を行うため緊急性ややむを得ない場合と認めるときは、政令で定める公用令書を交付して次の措置を実施する。

救援の実施に必要な食品、医薬品、寝具、その他（医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）の物資であって、生産、

集荷、販売、配給、保管又は輸送事業者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する特定物資の売り渡しの要請

の売り渡しの要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

特定物資を確保するための保管命令

避難施設や臨時の医療施設を開設するための土地や建物の使用（原則土地や建物の所有者及び占有者の同意が必要）

特定物資の収用、保管命令、土地や建物の使用に必要な立入検査

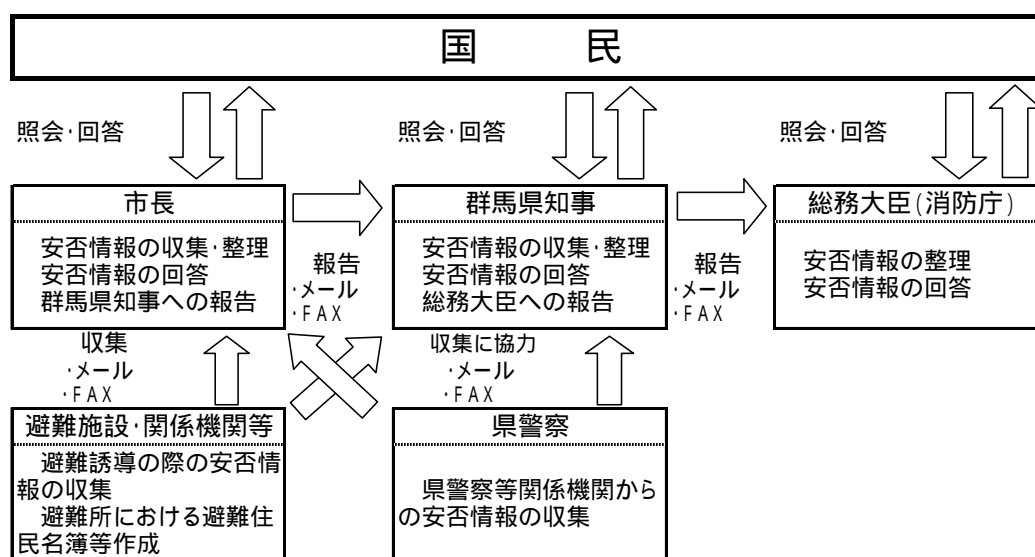
特定物資の保管を命じた事業者に対する報告の求め及び保管状況の検査

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

### 安否情報収集・整理・提供の流れ



#### 1 安否情報の収集

【避難所1班、避難所2班、避難所3班、防災班】

##### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市内にある医療機関、諸学校、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

なお、市は、やむを得ない場合を除き、避難住民等及び負傷した住民等の安否情報については、安否情報省令に規定する様式第1号の収集様式により、死亡した住民等の安否情報については、様式第2号により情報を収集することとする。

##### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基

づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 県に対する報告

【防災班】

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（資料編 P69）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

【防災班、市民班】

### (1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民等に周知する。

住民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号（資料編 P70）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電話、電子メールなどの方法により照会があった場合においては、市長は、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別を照合することにより、本人確認を行うこととする。

市は、他の市町村から、照会者の本人確認を行うための問い合わせを受けた場合は、これに協力するものとする。

## (2) 安否情報の回答

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

【企画班、救護救援班、市民班】

市は、日本赤十字社群馬県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

【防災班】

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

【防災班、消防機関】

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

【防災班、消防機関、警察機関、総務班】

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（一例）】

- ・ 「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民等については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ・ 「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民等については、 地区の （一時）避難場所へ退避すること。

#### (2) 屋内退避の指示について

市長は、住民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (3) 退避の指示に伴う措置等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指

示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整及び協力を行う。

#### (4) 安全の確保等

市長は、退避の指示を住民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

【防災班、警察機関】

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整及び協力を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

【防災班】

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### 【消防機関】

#### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

#### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

#### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

#### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制

を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (8) 安全の確保

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

【公共施設管理者】

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

【危険物取扱者】

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民等の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

下欄の は、国民保護法第103条第3項により、当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区 分	法第103条第3項 (措置)		
		1号	2号	3号
消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第十二条の三		

上の表に掲げる、国民保護法第103条第3項第1号から第3号の措置は、それぞれ下記のとおり。

1号 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の1号から3号の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 N B C 攻撃による災害への対処

【防災班、消防機関、警察機関、県、医療機関】

#### (1) N B C 攻撃に対する応急措置の実施

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、災害が発生した直後の応急措置や状況に応じた対応については、県国民保護計画に準じ、次のとおり対処する。

##### 連絡体制及び初動体制

関係機関（市、県、県警察、消防機関、医療機関）は、自衛隊と協力しつつ、相互の連絡体制を整備し、連絡窓口などに変更があった場合は、速やかに相互に変更点を連絡することとする。

N B C 攻撃の疑いや、それらの攻撃の連絡を受けた機関は、速やかに他の関係機関にその内容を連絡することとする。

##### 現場における応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、応急措置を行う現地関係機関同士の情報の共有、役割分担、被害状況の広報の協議及び調整を行い、相互の円滑な連携を確保する。

市長は、被害現場周辺の状況の変化に応じて、現場及び汚染が拡大すると予想される地域の住民等に対し、応急措置として、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

県警察は、関係機関とともに、交通の規制、被災者の救助などの活動を行うこととする。

##### 汚染物質の特定における連携

###### ア) 汚染物質の特定

市長は、汚染物質の特定については、県警察において応急的に汚染物質の鑑定を行うとともに、県警察だけで鑑定できない場合には、県衛生環境研究所において鑑定を実施する。

県警察及び消防機関の職員はそれぞれが保有する検知資機材を用いて、現場において汚染物質の特定に努める。

###### イ) 汚染物質の特定にあたっての情報交換

各関係機関は、現場の被害状況や被害者の言動などの情報、被害者の搬送中の症状などについて、県警察に連絡する。

医療機関は、受け入れた被害者の症状について、関係機関相互に連絡する。各関係機関は、被害者の血液、吐しゃ物などの検体を入手した場合、鑑定機関に送付し検査及び分析を行う。

ウ) 特定された後の情報伝達

鑑定機関によって汚染物質が特定された場合や、何らかの情報が判明した場合は、速やかに各関係機関に連絡し、情報の共有化を図る。

(2) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 2 汚染原因に応じた対応

【防災班、医療防疫班、環境班、消防機関、警察機関】

(1) 基本的な対応

市は、NBC攻撃が発生した場合の対応は、それぞれの汚染原因に応じて、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留

意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(2) 市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(3) 土地等への立ち入り

市長は、(1)の措置を行うために必要があるときは、措置にあたる職員に、土地、建物その他の工作物などへの立ち入らせることができる。

なお、他人の土地などへ立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示する。

**3 国の対策本部等との緊密な連携**

【防災班】

(1) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(2) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## 第 8 章 被災情報の収集及び報告

【防災班】

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 被災情報の収集及び報告

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は、情報収集にあたっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

市は、被災情報の収集にあたっては、県を經由して消防庁に対し即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

市は、第一報を県を經由して消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、即報要領に基づき、県を經由して消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

【医療防疫班、環境班、水道総務班、給水班】

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民等に対して情報提供を実施する。

市は、市防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

**2 廃棄物の処理**

【清掃事業班】

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、市防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、住民等の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済活動上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

【教育総務班、学校指導班、調査班、公金収納班】

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の給与、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

【水道総務班、給水班、復旧班、公共施設管理者】

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

#### 4 支援措置の広報

【広報連絡班】

市は被災者及び事業者の自立に対する援助、助成措置について、広報に努める。

# 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

【防災班、総務班】

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 特殊標章等の意義について

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### (1) 特殊標章等

#### ア) 特殊標章

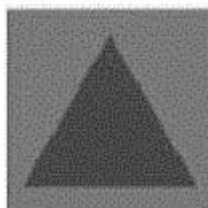
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### イ) 身分証明書

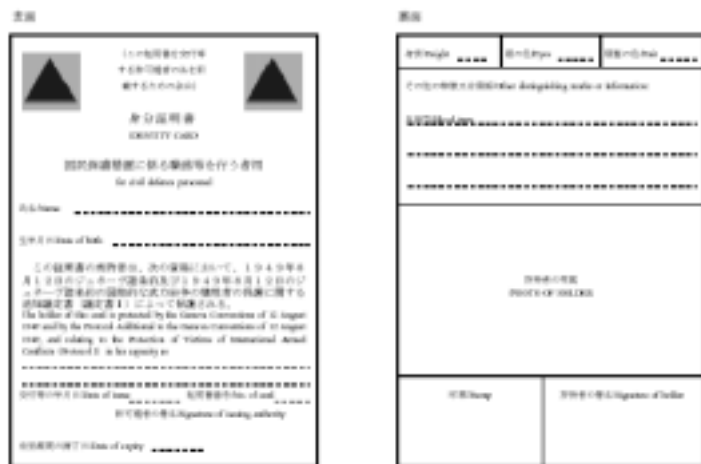
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

#### ウ) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）



（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

【防災班、総務班、公共施設管理者】

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

【公共施設管理者、土木1班、土木2班、防災班】

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第 2 章 武力攻撃災害の復旧

【復旧関係班、防災班】

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

【防災班、公金収納班】

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

【防災班】

##### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

【防災班】

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民等の誘導若しくは避難住民等の輸送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第 5 編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第 1 編第 5 章 2 に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

## 第6編 首都圏等への支援

首都圏で大規模な武力攻撃災害等が発生した場合や、武力攻撃事態等が長期にわたるような場合には、大量の避難住民等の発生が想定される。

このような状況が発生したとき、群馬県は、首都圏の外縁部にありながら、首都東京から概ね 100 k mの圏内に位置し、新幹線や高速道路などの高速交通網で直結されているという地理的条件を生かして、太田市は、首都圏住民等の避難先地域として、積極的に協力・支援に努める。

具体的には、首都圏から避難してくる住民等の人数や避難の方法など県が把握した情報を共有し、市内における避難住民等の受入能力、避難経路の状況などを考え合わせながら、県と連携して協力・支援に努める。

このため、日頃から県との連携に努め、県域を越える避難住民等の受入れ体制の整備に努める。

なお、隣接県において同様の状況が発生した場合にも、同様に協力・支援に努める。

# 資料編



## 1-1 太田市国民保護協議会条例（平成18年3月23日条例第16号）

### （目的）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、太田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、45人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### （会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （幹事）

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### （部会）

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### （委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 1-2 太田市国民保護対策本部及び太田市緊急対処事態対策本部条例

(平成 18 年 3 月 23 日 条例第 17 号)

### (目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条(法第 183 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、太田市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び太田市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、太田市緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### 1-3 太田市国民保護協議会委員

会長	太田市長 清水 聖義
----	------------

NO	区 分	委 員 の 職 名	連 絡 先	所 在 地
1	第 1 号委員 (指定地方行政機関) 4 人	関東農政局群馬農政事務所地域第二課	31-3551	細谷町 1278-2
2		関東地方整備局 利根川上流河川事務所長	0480-52-3952	埼玉県北葛飾郡栗橋町北二丁目 19 番 1 号
3		関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長	0284-73-5551	足利市 田中町 661-3
4		関東農政局渡良瀬川中央農地防災事業所長	25-3435	大島町 582-1
5	第 2 号委員 (自衛隊) 1 人	陸上自衛隊第 12 後方支援隊補給中隊長	0274-42-1121	高崎市新町 1080
6	第 3 号委員 (県の職員) 6 人	太田行政事務所長	32-2215	西本町 60-27
7		太田保健福祉事務所長	31-8241	西本町 41-34
8		東部農業事務所長	31-3824	西本町 60-27
9		太田土木事務所長	32-2345	西本町 60-27
10		東部教育事務所長	31-7151	西本町 60-27
11		群馬県警太田警察署長	33-0110	鳥山下町 400-5
12	第 4 号委員 (副市長) 1 人	太田市副市長	47-1111	浜町 2-35
13	第 5 号委員 (教育長、消防長) 2 人	太田市教育委員会 教育長	52-1511	粕川町 520
14		太田市消防本部 消防長	33-0119	鳥山下町 409-1
15	第 6 号委員 (市の職員) 16 人	太田市企画部長	47-1111	浜町 2-35
16		〃 総務部長	47-1111	浜町 2-35
17		〃 公金収納推進部長	47-1111	浜町 2-35
18		〃 市民生活部長	47-1111	浜町 2-35
19		〃 地域振興部長	47-1111	浜町 2-35
20		〃 健康福祉部長	47-1111	浜町 2-35
21		〃 産業経済部長	47-1111	浜町 2-35
22		〃 環境部長	47-1111	浜町 2-35
23		〃 都市づくり部長	47-1111	浜町 2-35
24		〃 都市整備部長	47-1111	浜町 2-35
25		〃 土地開発部長	57-1111	新田金井町 29
26	〃 行政事業部長	57-1111	新田金井町 29	
27	〃 水道局長	45-2731	浜町 11-28	

NO	区 分	委 員 の 職 名	連 絡 先	所 在 地
28	第 6 号委員 (市の職員) 16人	" 教育委員会教育部長	52-1511	粕川町 520
29		" 議会事務局長	47-1111	浜町 2-35
30		" 監査委員事務局長	47-1111	浜町 2-35
31	第 7 号委員 (指定公共機関 指定地方公共機関) 9人	東日本電信電話(株)群馬支店長	027-321-5660	高崎市高松町 3
32		東京電力(株)太田支社長	90-2210	東本町 56-39
33		日本郵政公社太田郵便局長	47-0372	飯田町 948
34		東武鉄道(株)太田駅長	22-3205	東本町 16-1
35		太田市医師会長	48-9291	飯塚町 1549-1
36		太田都市ガス(株)代表取締役	45-4161	浜町 17-4
37		群馬県エルピーガス協会太田支部長	46-5985	飯塚町 1321
38		群馬県トラック協会太田地区協議会会長	48-1720	八重笠町 330
39		待矢場両堰土地改良区理事長	33-7181	鳥山下町 402-1
40	第 8 号委員 1人	太田市消防団長	33-0201	鳥山下町 409-1

## 2-1 防災関係機関一覧表

### (1) 太田市

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
防災防犯課	〒373-8718 浜町2番35号	47 - 1111 (代表) 47 - 1916 (ダイヤル)	47 - 1888 (代表)

### (2) 太田市消防本部

署 名	所 在 地	電 話	F A X
消防本部	〒373-0063 鳥山下町 409-1	33 - 0119 (代表)	33 - 0301 (代表)
中央消防署	〒373-0063 鳥山下町 409-1	32 - 6119	33 - 0304
中央消防署沢野分署	〒373-0829 高林北町 931-1	38 - 5119	38 - 5124
東部消防署	〒373-0011 只上町 364	37 - 2119	37 - 2157
東部消防署九合分署	〒373-0851 飯田町 894	46 - 9119	46 - 9124
西部消防署	〒370-0341 新田金井町 607	56 8119	56 8124
尾島分署	〒370-0421 粕川町 432-1	52 3119	52 3287
藪塚分署	〒379-2393 大原町 641-28	0277-78-1119	78 1119
大泉消防署	〒370-0535 邑楽郡大泉町寄 木戸 614-1	62 3119	62 3124

## ( 3 ) 群馬県関係

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
消防防災課	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-223-1111(代表) 027-226-2242 (消防グループ)	027-221-0158
太田行政事務所	〒373-0509 西本町 60-27	0276-32-2215	0276-32-2151
太田環境森林事務所	〒373-0033 西本町 60-27	0276-31-2517	0276-31-7410
太田保健福祉事務所	〒373-0033 西本町 41-34	0276-31-8241	0276-31-8349
東部農業事務所	〒373-0033 西本町 60-27	0276-31-3824	0276-31-8388
太田土木事務所	〒373-0033 西本町 60-27	0276-32-2345	0276-31-4975
東部教育事務所	〒373-0033 西本町 60-27	0276-31-7151	0276-31-7101
群馬県警察本部	〒371-0026 前橋市大手町一丁目 1-1	警備部 警備第二課 027-243-0110	内線 5770・5771
太田警察署	〒373-0053 鳥山下町 400-5	0276-33-0110	
衛生環境研究所	371-0052 前橋市上沖町 378	感染制御センター 027-232-4881	027-234-8438

## ( 4 ) 指定地方行政機関関係

機 関 名	所 在 地	電 話	備考(担当部署等)
関東農政局 群馬農 政事務所地域第二課	〒373-0842 細谷町 1278-2	3 1 - 3 5 5 1	FAX: 3 1 - 3 5 5 3
太田労働基準監督署	〒373-0817 飯塚町 104-1	4 5 - 9 9 2 0	
太田公共職業安定所	〒373-0851 飯田町 893	4 6 - 8 6 0 9	
利根川上流河川事務 所八斗島出張所	〒372-0827 伊勢崎市八斗島町乙-913	0270-32-0168	FAX:0270-32-0536
渡良瀬川河川事務所 足利出張所	〒326-0822 足利市田中町 661-5	0284-71-2202	FAX:0284-72-5199
関東農政局渡良瀬川 中央農地防災事業所	〒373-0055 大島町 582-1	2 5 - 3 4 3 5	FAX: 2 5 - 3 4 3 9

機 関 名	所 在 地	電 話	備考(担当部署等)
関東農政局 太田統計・情報センター	〒373-0063 鳥山下町 387-3	3 2 - 6 2 0 0	FAX: 3 2 - 6 2 0 4

( 5 ) 陸上自衛隊関係

( \* 印は勤務時間外の連絡先 )

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
第 12 旅 団	司令部	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	第三部防衛班 0279-54-2011 内線 234・239 * 208 ( 当直室 )	0279-54-2011 内線 494
	第 12 後方 支援隊	〒370-1300 高崎市新町 1080	第三課 0274-42-1121 内線 235	0274-42-1121 内線 237

( 6 ) 指定公共機関関係

( \* 印は勤務時間外の連絡先 )

機 関 名	所 在 地	電 話	備考(担当部署等)
東日本電信電話(株) 群馬支店	〒370-8666 高崎市高松町 3	027-321-5560 FAX:027-330-3008	災害対策室(休日・夜間) 027-325-7999
東京電力(株) 太田支社	〒373-0026 東本町 56-39	9 0 2 2 1 0	総務グループ
日本郵政公社 太田郵便局	〒373-0851 飯田町 948	4 7 - 0 3 7 2	総務課 FAX: 4 5 - 8 2 7 6
東武鉄道(株)	〒131-8522 東京都墨田区押上 1-1-2	03-3621-5061	広報センター FAX:03-3621-5067
		* 03-3621-5243	運転課 FAX:03-3621-5244
東武鉄道(株) 太田駅	〒373-0026 東本町 16-1	2 2 - 3 2 0 5	
東武鉄道(株) 細谷駅	〒373-0842 細谷町 1169-4	3 1 - 8 4 4 1	
東武鉄道(株) 治良門橋駅	〒373-0006 成塚町 1024	3 7 - 0 7 2 7	
東武鉄道(株) 葦川駅	〒373-0801 台之郷町 1098-2	2 2 - 6 3 2 1	
東武鉄道(株) 木崎駅	〒370-0321 新田木崎町 45	5 6 1 0 7 1	
東武鉄道(株) 藪塚駅	〒379-2301 藪塚町 379-2	0277-78-2304	
( 社 ) 太田市医師会	〒373-0817 飯塚町 1549-1	4 8 - 9 2 9 1	FAX: 4 8 - 9 2 9 3

機 関 名	所 在 地	電 話	備考（担当部署等）
太田都市ガス(株)	〒373-0853 浜町 17-4	4 5 - 4 1 6 1	総務課 FAX: 4 5 - 4 1 6 9
		* 4 5 4 0 1 9	(夜間のみ)
(社)群馬県エルピー ガス協会太田支部	〒373-0817 飯塚町 1321	4 6 - 5 9 8 5	FAX: 4 6 - 5 9 7 4
(社)群馬県エルピー ガス協会	〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7	027-255-6121	FAX:027-280-6170
(社)群馬県トラック 協会太田地区協議会	〒373-0805 八重笠町 330	4 8 - 1 7 2 0	FAX: 4 8 - 1 7 2 0
(社)群馬県トラック協会	〒379-2194 前橋市野中町 595	027-261-0244	総務 FAX:027-261-7576
待矢場両堰土地改良区	〒373-0063 鳥山下町 402-1	3 3 7 1 8 1	FAX: 3 1 - 3 2 9 1
岡登堰土地改良区	〒379-2301 藪塚町 1265	0277-78-4729	FAX:0277-78-4753
藪塚台地土地改良区	〒379-2304 大原町 661	0277-78-5695	
長尾西土地改良区	〒370-0341 新田金井町 29	5 7 1 1 1 1	新田総合支所内
NHK 前橋放送局	〒371-0846 前橋市元総社町 189	027-251-1711(代)	
NHK 両毛広域報道室	〒373-0851 飯田町 924-2	4 8 0 9 1 2	FAX 4 8 7 3 0 3
群馬テレビ(株) 東毛支社	〒373-0851 飯田町 924-2	4 5 - 6 1 2 1	FAX 4 5 6 1 2 2
群馬テレビ(株)	〒371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	報道部 027-219-0007	報道部 FAX:027-234-8157
(株)エフエム群馬	〒371-8533 前橋市若宮町 1-4-8	放送部 027-230-1882	放送部 FAX:027-230-1904

## (7) その他の公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	所 在 地	電 話	備考(担当部署等)
太田ティ-ライ- (矢島タクシー(株))	〒373-0026 東本町 30-18	6 0 1 2 1 2 2 5 - 2 2 3 9	岩瀬川営業所(路線 バス)本社総務部
エフエム太郎	〒373-0853 浜町 2-7	3 0 - 1 1 1 1	FAX: 3 0 - 1 1 1 2
太田市農業協同組合 本所	〒373-0032 新野町 320-1	3 2 - 8 2 1 1	
太田市農業協同組合 太田支所	〒373-0853 浜町 2-40	4 5 - 2 1 9 5	
太田市農業協同組合 九合支所	〒373-0817 飯塚町 130	4 5 - 0 4 1 1	
太田市農業協同組合 沢野支所	〒373-0831 福沢町 89-1	3 8 - 0 4 5 6	
太田市農業協同組合 葦川支所	〒373-0811 安良岡町 369	2 2 - 3 2 3 7	
太田市農業協同組合 鳥之郷支所	〒373-0053 鳥山町 896-4	2 2 - 3 2 3 8	
太田市農業協同組合 強戸支所	〒373-0007 石橋町 849-1	3 7 - 0 5 1 1	
太田市農業協同組合 休泊支所	〒373-0806 龍舞町 2164	4 5 - 2 2 4 1	
太田市農業協同組合 宝泉支所	〒373-0036 由良町 1765	3 2 - 0 1 2 1	
太田市農業協同組合 毛里田支所	〒373-0016 矢田堀町 290	3 7 - 1 0 1 1	
新田郡農業協同組合 本所	〒370-0341 新田金井町 6	5 7 2 1 1 1	
新田郡農業協同組合 生品支所	〒370-0312 新田村田町 788-3	5 7 1 0 1 5	
新田郡農業協同組合 木崎支所	〒370-0321 新田木崎町 1190-2	5 6 1 0 1 3	
新田郡農業協同組合 綿打支所	〒370-0347 新田大根町 951-1	5 7 1 0 4 3	
新田郡農業協同組合 尾島支所	〒370-0401 尾島町 517-3	5 2 1 5 2 1	
新田郡農業協同組合 世良田支所	〒370-0426 世良田町 1526-1	5 2 2 1 3 1	
藪塚本町農業協同組 合本所	〒379-2304 大原町 641	0277-78-2311	

機 関 名	所 在 地	電 話	備考（担当部署等）
太田市社会福祉協議会	〒370-0341 新田金井町 29	6 0 9 8 2 2	
太田市商工会議所	〒373-0853 浜町 3-6	4 5 - 2 1 2 1	
毛里田商工会	〒373-0011 只上町 1859	3 7 - 4 2 3 4	
（社）太田商工振興連合会	〒373-8718 浜町 3-6	4 6 - 7 1 3 8	
足利銀行太田支店	〒373-0057 本町 17-2	2 5 - 2 1 6 1	
群馬銀行太田支店	〒373-0851 飯田町 584	4 6 - 8 1 2 1	太田市役所出張所 4 5 - 1 5 6 6
群馬銀行大原支店	〒379-2304 大原町 1675-5	0277-78-2814	
群馬銀行尾島支店	〒370-0401 尾島町 463-1	5 2 1 3 3 1	
群馬銀行新田支店	〒370-0321 新田木崎町 593-4	5 6 8 1 1 1	
東和銀行太田支店	〒373-0026 東本町 22-25	2 2 - 6 6 1 1	
栃木銀行太田支店	〒373-0851 飯田町 214	4 5 - 7 1 3 1	
三井住友銀行太田支店	〒373-0851 飯田町 1319	4 5 - 4 1 4 1	
アイオー信用金庫 太田営業部	〒373-0819 新島町 644	4 5 - 7 5 5 1	
足利小山信用金庫 葦川支店	〒373-0801 台之郷町 1458-1	2 2 - 8 1 8 1	
桐生信用金庫 太田支店	〒373-0852 新井町 534-12	4 7 - 0 1 1 1	
ぐんま信用金庫 藪塚支店	〒379-2304 大原町 658-1	0277-78-3211	
あかぎ信用組合 太田支店	〒373-0807 下小林町 64-8	4 5 - 0 0 0 1	
東群馬信用組合 太田支店	〒373-0851 飯田町 845	4 5 - 2 1 8 8	

機 関 名	所 在 地	電 話	備考（担当部署等）
中央労働金庫 太田支店	〒373-0852 新井町 551-1	4 6 - 5 1 7 1	
（社）群馬県建設業協 会太田支部	〒373-0032 新野町 1118-1	3 2 - 3 8 0 8	FAX: 3 2 - 3 8 0 5
（社）群馬県建設業協会	〒371-0846 前橋市元総社町 2-5-3	027-252-1666	FAX:027-252-1993
太田市区長会	〒373-8718 浜町 2-35	4 7 - 1 9 2 3	太田市役所地域総務 課内 FAX: 4 7 - 1 8 8 8
太田市環境保健委員会	〒373-8718 浜町 2-35	4 7 - 1 8 9 3	太田市役所環境政策 課内 FAX: 4 7 - 1 8 8 2
太田市水道局	〒373-0853 浜町 11-28	4 5 - 2 7 3 4	FAX: 4 8 - 1 1 0 9
太田市管工事協同組合	〒373-0853 浜町 11-28	4 5 - 2 6 9 3	
群馬県防災航空隊	〒379-2142 前橋市下阿内町 377-2	027-265-0200	群馬ヘリポート内 FAX:027-265-6900
太田市消防団	〒373-0063 鳥山下町 409-1	3 3 0 2 0 1	FAX: 3 3 - 0 3 0 2 太田市消防本部消防 団課
太田地区防火安全協会	〒373-0063 鳥山下町 409-1	3 3 0 2 0 2	FAX: 3 3 - 0 3 0 3 太田市消防本部予防 課
太田市女性防火クラブ	〒373-0063 鳥山下町 409-1	3 2 - 0 2 0 2	FAX: 3 3 - 0 3 0 3 太田市消防本部予防 課

### 3-1 協力機関の連絡先

#### (1) 災害ボランティア団体

団体名	住所	電話
尾島ジュニアバドミントンクラブ	世良田町1372-1	5 2 - 0 3 9 8
尾島町商工会・職員会	尾島町169-15尾島町商工会	5 2 - 0 3 3 4
日本赤十字奉仕団尾島町支部	安養寺町93-1	----
給食ボランティア3班	二ツ小屋町132	5 2 - 1 6 6 3
給食ボランティア5班	世良田町840-16	5 2 - 1 0 3 2
公園GG清掃会	世良田町1131-1	5 2 - 1 3 2 8
さわやか	堀口町1295-1	5 2 - 3 2 3 4
ニッパツ群馬ボランティア会	小角田町5 ニッパツ群馬工場	5 6 - 2 4 1 1
地域ボランティア「強戸」	寺井町688-1	3 7 - 0 5 1 4
災害ボランティアネット太田	石原町81	6 0 - 2 0 5 0

#### (2) ボランティア窓口

団体名	担当部署	住所	電話
おおたNPOセンター	太田市市民活動推進課	石原町81(イオン太田ショッピングセンター内)	6 0 - 2 0 5 0
尾島ボランティア活動支援センター	太田市尾島総合支所市民福祉課	亀岡町63-1	6 0 - 7 2 8 0
世良田ボランティア活動支援センター	太田市尾島総合支所市民福祉課	世良田町1535-4	5 2 - 1 0 0 2
太田市社会福祉協議会	(本所)新田総合支所内	新田金井町29	6 0 - 9 8 2 2
"	(太田支所)	浜町2-35市役所内	4 6 - 6 2 0 8
"	(尾島支所)	粕川町520いきがいセンター内	5 2 - 3 5 4 5
"	(新田支所)	新田反町町831-3福祉総合センター内	5 7 - 2 6 1 6
"	(藪塚支所)	大原町661-1藪塚本町総合支所内	0277-78-2111



## (2) 学校等

番号	施設名	所在地	電話番号
1	太田小学校	本町31-1	22-3300
2	太田東小学校	東本町53-30	22-3304
3	西中学校	八幡町24-1	22-3305
4	県立太田高校	西本町12-1	31-7182
5	県立太田女子高校	八幡町16-7	22-6651
6	九合小学校	飯塚町1534	45-3301
7	中央小学校	飯田町1166	45-8920
8	旭小学校	東矢島町1249	46-3463
9	東中学校	飯塚町80	45-3307
10	旭中学校	東矢島町1082	48-5631
11	沢野小学校	福沢町226-1	38-0455
12	南小学校	高林東町1372	38-0202
13	沢野中央小学校	富沢町73	30-5521
14	南中学校	高林北町955-1	38-0254
15	市立太田商業高校	細谷町1510	31-3321
16	葦川小学校	台之郷町999	45-3302
17	葦川西小学校	安良岡町51	25-5946
18	駒形小学校	植木野町7	46-9421
19	北中学校	熊野町2-1	22-3306
20	城東中学校	葦川町1	26-0511
21	県立太田東高校	台之郷町448	45-6511
22	鳥之郷小学校	大島町1046-1	22-3303
23	城西小学校	新野町127	31-5610
24	城西中学校	新野町74	32-2115
25	強戸小学校	天良町858-2	37-0429
26	強戸中学校	天良町72-3	37-0734
27	休泊小学校	龍舞町3816-3	45-5841
28	休泊中学校	龍舞町3867-2	45-3842
29	県立太田工業高校	茂木町380	45-4742
30	宝泉小学校	由良町1738-1	31-2442
31	宝泉南小学校	中根町261-1	31-0518
32	宝泉東小学校	藤久良町1	31-2422
33	宝泉中学校	宝町735	31-4177
34	太田養護学校	藤阿久町26-1	32-3939
35	県立太田フレックス高校	下田島町1243-1	31-0511
36	毛里田小学校	只上町970-1	37-1154
37	毛里田中学校	矢田堀町242-2	37-1205

番号	施設名	所在地	電話番号
38	尾島小学校	亀岡町61-2	52-0019
39	尾島中学校	亀岡町584-1	52-0516
40	世良田小学校	世良田町3113-7	52-1004
41	木崎小学校	新田木崎町1121	56-0024
42	木崎中学校	新田木崎町301	56-1031
43	生品小学校	新田村田町1365	57-1054
44	生品中学校	新田市野井町121	57-1075
45	綿打小学校	新田上田中町795-3	57-1067
46	綿打中学校	新田上田中町182-1	56-1005
47	藪塚本町小学校	藪塚町1741	0277-78-2433
48	藪塚本町中学校	大原町695	0277-78-2838
49	藪塚本町南小学校	大原町2201-1	0277-78-6088
50	太田看護専門学校	藤阿久町82-5	32-1241
51	太田情報商科専門学校	東長岡町1361	25-2424
52	東群馬看護専門学校	高林北町2134	38-6200
53	富士重工業健康保険組合 太田高等看護学院	八幡町29-5	22-7220
54	中央医療歯科専門学校	東本町41-12	25-8833
55	太田医療技術専門学校	東長岡町1373	25-2414
56	太田動物専門学校	台之郷町1060-1	49-2885
57	群馬調理マイスター専門学校	新野町80-3	33-7188
58	太田自動車整備専門学校	東金井町796	25-2425
59	関東学園大学	藤阿久町200	32-7800
60	群馬県立太田高等養護学校	藤阿久町12-1	32-0881
61	常盤高等学校	飯塚町141-1	0276-45-4372
62	群馬松嶺福祉短期大学	内ヶ島町1361-4	30-2941
63	浜町保育所	浜町25-5	45-2809
64	太田東保育園	東長岡町1401	25-1258
65	太田南保育園	高林南町774	38-1539
66	太田愛育保育園	下浜田町946-1	46-3926
67	葦川保育園	台之郷町845	48-1338
68	休泊保育園	龍舞町1960	45-3832
69	強戸保育園	寺井町693-1	37-1631
70	毛里田保育園	矢田堀町388-3	37-1138
71	太田杉の子保育園	高林北町2097-1	38-0371
72	こまどり保育園	石原町1038	45-3466
73	鳥山保育園	鳥山中町934-2	25-4079
74	熊野保育園	熊野町23-21	22-6015

番号	機 関 名	所 在 地	電 話
75	末広保育園	末広町543-5	3 8 - 1 8 3 0
76	由良保育園	由良町91-3	3 1 - 8 3 9 3
77	こばと保育園	台之郷町1694	2 5 - 8 1 3 0
78	ゆりかご保育園	下田島町1132-5	3 1 - 0 8 2 6
79	飯田保育園	飯田町910	4 5 - 8 2 2 3
80	つくし保育園	東矢島町1208-1	4 5 - 0 3 0 0
81	しらかば保育園	新道町52	3 1 - 2 4 5 7
82	育実保育園	東新町112	2 5 - 1 5 7 0
83	牛沢保育園	牛沢町1023	3 8 - 4 2 5 3
84	宝泉保育園	宝町393	3 1 - 3 1 6 0
85	ふじあく保育園	藤阿久町481-1	3 1 - 5 7 0 0
86	あすなる保育園	只上町1370-1	3 7 - 5 2 2 5
87	内ヶ島保育園	内ヶ島町843	4 5 - 6 6 8 7
88	大島保育園	大島町675-4	2 5 - 4 8 8 1
89	鶴生田保育園	鶴生田町401-1	2 5 - 5 9 4 7
90	にしのもり保育園	新野町843-8	3 1 - 2 0 0 3
91	おじま第一保育園	亀岡町61-2	5 2 - 0 5 1 9
92	おじま第二保育園	粕川町77	5 2 - 0 2 9 7
93	おじま第三保育園	堀口町206-5	5 2 - 3 9 8 1
94	世良田保育園	世良田町3119-7	5 2 - 1 0 3 5
95	生品保育園	新田市野井町135-3	5 7 - 0 1 1 3
96	新田第一保育園	新田中江田町985	5 6 - 2 5 4 9
97	綿打保育園	新田上江田町767-1	5 6 - 7 9 0 1
98	樟の木保育園	藪塚町2917-2	0277-78-3716
99	大原保育園	大原町1283	0277-78-2105
100	大原西保育園	大原町1777	0277-78-5580
101	大原南保育園	大原町110	0277-78-4748
102	中原保育園	藪塚町2158-5	0277-78-4788
103	藪塚本町保育園	藪塚町1578	0277-78-4226
104	太田幼稚園	本町41-41	2 2 - 3 6 2 8
105	金山幼稚園	烏山上町1633	3 7 - 0 6 0 2
106	三宝幼稚園	本町22-6	2 2 - 7 0 6 1
107	大光院幼稚園	金山町37-8	2 2 - 3 2 9 0
108	なかよし幼稚園	新島町688	4 5 - 4 9 9 4
109	ひかり幼稚園	新井町556-1	4 5 - 7 1 3 4
110	宝泉北幼稚園	別所町388-2	3 2 - 0 4 2 4
111	東別所幼稚園	飯塚町1113-9	4 5 - 2 5 0 5
112	太田仁愛幼稚園	成塚町512-2	3 7 - 1 7 2 3

番号	機 関 名	所 在 地	電 話
113	若葉幼稚園	下小林町677	4 5 - 7 3 6 5
114	いなり幼稚園	細谷町22-1	3 1 - 7 5 0 0
115	台之郷幼稚園	台之郷町646-5	4 5 - 8 1 6 1
116	南幼稚園	高林西町474-7	3 8 - 1 9 8 0
117	太田いずみ幼稚園	東今泉町801-1	3 7 - 3 2 4 5
118	第二ひかり幼稚園	宝町148	3 2 - 2 4 6 6
119	新明幼稚園	由良町1829-5	3 2 - 2 3 6 8
120	生品幼稚園	新田村田町995	5 7 - 1 0 7 6
121	綿打幼稚園	新田上田中町825	5 7 - 0 5 7 1
122	木崎町幼稚園	新田木崎町1391-2	5 6 - 1 0 0 0
123	藪塚本町幼稚園	藪塚町1745	0277-78-2446
124	藪塚本町南幼稚園	大原町2201-1	0277-78-6089

### (3) 社会施設等

機 関 名	所 在 地	電 話	備考(担当部署等)
養護老人ホーム 太田市養護老人ホーム	内ヶ島町1342-6	3 0 - 0 1 2 5	定員：50 短期入所生活介護定員：7
特別養護老人ホーム 高原園	龍舞町285	4 5 - 4 9 6 7	定員：50 短期入所生活介護定員：7
特別養護老人ホーム 鶴生田園	鶴生田町1970-53	2 5 - 6 1 0 1	定員：70 短期入所生活介護定員：10
特別養護老人ホーム 清風園	熊野町38-81	2 2 - 2 6 1 3	定員：60 短期入所生活介護定員：20
特別養護老人ホーム 愛光園	新田上江田町1513-1	5 6 - 7 2 2 2	定員：70 短期入所生活介護定員：30
特別養護老人ホーム、ケ アハウス にらがわの里、コスモス	上小林町1465-1	2 5 - 5 6 6 6	定員：70 短期入所生活介護定員：20
特別養護老人ホーム みづほの里	牛沢町156-1	3 8 - 3 2 0 0	定員：50 短期入所生活介護定員：20
特別養護老人ホーム 清和荘	亀岡町280	5 2 - 5 0 0 2	定員：70 短期入所生活介護定員：10
特別養護老人ホーム 八瀬川の里	高林北町1185-1	4 0 - 6 2 1 0	定員：70 短期入所生活介護定員：20
特別養護老人ホーム、ケ アハウス 親孝行の里、さわやか	藪塚町3922	0277-78-1165	定員：50 短期入所生活介護定員：10

機 関 名	所 在 地	電 話	備 考 ( 担当部署等 )
特別養護老人ホーム、ケアハウス こまくさ、すいれん	藤阿久町360-1	3 3 - 7 3 5 5	定員：50 短期入所生活介護定員：10
ケアハウス 愛楽園	亀岡町280	5 2 - 5 0 3 3	
ケアハウス サンリバー太田	細谷町70-6	3 2 - 3 7 7 7	
ケアハウス コスモス	上小林町1465-1	2 5 - 5 6 6 6	
ケアハウス たかちほ	牛沢町156-1	3 8 - 3 7 4 1	
ケアハウス さわやか	藪塚町3922	0277-78-1165	
ケアハウス すいれん	藤阿久町360-1	3 3 - 7 3 5 5	
介護老人保健施設 太田市藪塚本町介護老人保健施設	大原町531-3	0277-78-8533	定員：50 短期療養介護兼
介護老人保健施設 聖寿園	熊野町38-81	2 2 - 1 1 7 0	定員：100 短期療養介護兼
介護老人保健施設 希望の苑	高林北町1138	3 8 - 1 9 1 2	定員：100 短期療養介護兼
介護老人保健施設 あけぼの荘	西本町13-9	3 2 - 2 1 0 0	定員：50 短期療養介護兼
介護老人保健施設 高砂荘	飯塚町973-1	4 9 - 2 3 2 3	定員：50 短期療養介護兼
介護老人保健施設 サンフォレスト	細谷町1547-3	3 1 - 4 3 7 0	定員：45 短期療養介護兼
介護老人保健施設 ふじあく光荘	藤阿久町345	3 2 - 1 2 1 2	定員：65 短期療養介護兼
介護老人保健施設 憩いの里八休苑	新田赤堀町128-1	5 7 - 1 1 4 0	定員：50 短期療養介護兼
有料老人ホーム ブルームハイムホ-	藪塚町3446	0277-78-7551	定員：118 短期入所生活介護定員：6
有料老人ホーム メディス藪塚	六千石町116-27	0277-78-1211	定員：17
有料老人ホーム メディス太田	東新町72-9	2 2 - 8 2 1 1	定員：21

機 関 名	所 在 地	電 話	備考（担当部署等）
短期入所療養介護 太田協立病院	石原町927	4 5 - 4 9 1 1	
短期入所療養介護 城山病院	飯塚町 1	4 6 - 0 3 1 1	
短期入所療養介護 富士ヶ丘病院	熊野町38-81	2 2 - 1 2 8 1	
グループホーム そよ風	飯田町814-1	6 0 - 2 1 8 0	定員：12
グループホーム ひまわりの家	新井町544-1	4 5 - 5 7 3 7	定員：8
グループホーム 新井荘	新井町285-4	4 8 - 0 4 5 6	定員：6
グループホーム コスモス	藤阿久町68-5	3 1 - 3 9 7 2	定員18
グループホーム チューリップ	東今泉町866	3 7 - 6 5 2 6	定員：5
グループホーム コアラ	飯塚町63-1	3 0 - 3 0 1 1	定員：9
グループホーム かえで	龍舞町5655	3 0 - 2 6 5 5	定員：9
グループホーム すまいる	飯田町631	4 6 - 5 2 1 0	定員：9
グループホーム さくらの里	中根町295-1	4 0 - 4 6 4 2	定員：9
グループホーム 太田サンフラワー	台之郷町307	6 0 - 2 9 7 2	定員：9
グループホーム 愛の里にった	新田市野井町145-1	6 0 - 9 6 6 1	定員：9
グループホーム ほたるの里	新田大根町259-5	5 7 - 0 7 7 8	定員：9
グループホーム からちご	大原町2172-6	0277-78-9594	定員：9
グループホーム アルプス	藪塚町4149-3	0277-79-0200	定員：18
グループホーム さるびあ	尾島町270	3 0 - 7 1 7 1	定員：9
老人福祉センター 太田市 第一老人福祉センター	細谷町1689	3 2 - 1 9 0 5	

機 関 名	所 在 地	電 話	備考（担当部署等）
老人福祉センター 太田市 第二老人福祉センター	東金井町150	2 5 - 4 7 4 6	
老人福祉センター 太田市 高齢者総合福祉センター	鳥山上町2313	3 7 - 7 0 0 0	
老人福祉センター かたくりの里	吉沢町5292	2 0 - 5 5 1 1	
老人福祉センター 尾島いきがいセンター	粕川町520	5 2 - 3 5 4 5	
藪塚本町憩いの家	藪塚町269-1	0277-78-5817	
障がい児(者)地域療育 等支援事業、知的障がい 児通園施設 とうもうさわの療	細谷町610-2	3 1 - 3 7 5 7	
知的障がい者生活支援 事業 わーくさぼーと	細谷町1714-2	3 2 - 0 4 0 0	
障がい児通園(ティイビ ス)事業おひさま	藤阿久町83-3	3 1 - 8 1 5 1	
重度心身障がい児(者) 通園事業、知的障がい児 通園施設 ひまわり学園、 おひさま	藤阿久町83-3	3 1 - 8 1 5 1	定員：5
障がい児親子すこやか 教室開催事業 太田こどものへや	鳥山上町1481	3 7 - 4 0 5 6	
心身障がい児集団活動・ 訓練事業 太養児童ク ラブ	藤阿久町26-1	3 2 - 3 9 3 9	
心身障がい児集団活動・ 訓練事業 あんだんて 学童クラブ ぼるか	東本町19-18	2 2 - 3 5 1 2	
在宅知的障がい者ティイ ビス事業こんにちはティ ビスセンター	細谷町601-2	3 1 - 3 7 5 7	
在宅重度心身障がい者 等ティイビス事業 太田市障がい者ティイ ビスセンター	細谷町1708-01	3 2 - 4 2 3 0	

機 関 名	所 在 地	電 話	備考（担当部署等）
心身障がい児(者)生活サポート事業 ねこのてや	藤阿久町83-1	3 3 - 9 8 3 0	
身体障がい児者・知的障がい児者施設 太田市福祉作業所	細谷町1708-1	3 2 - 4 2 2 0	
身体障がい児者・知的障がい児者施設尾島町びっころ福祉作業所	安養寺町229-3	5 2 - 4 9 5 1	
身体障がい児者・知的障がい児者施設 新田町福祉作業所	新田金井町607	5 7 - 3 7 3 3	
身体障がい児者・知的障がい児者施設 藪塚本町福祉作業所	大原町655-2	0277-78-7362	
身体障がい者療護施設 東毛会はるかぜ荘	東金井町1902-102	2 2 - 1 4 9 3	定員：50 短期入所 定員：1
身体障がい者福祉センター 太田市総合健康センター	飯塚町1549-1	4 8 - 9 0 9 0	
知的障がい者更生施設 ユニッツもりのいえ	東金井町2311-7	2 5 - 0 3 4 0	
知的障がい者授産施設 かなやま学園	藤阿久町83-3	3 2 - 1 4 6 1	
知的障がい者授産施設 セルブあけぼの	緑町783	3 7 - 7 4 4 4	
知的障がい者授産施設 ワークショップありす	安良岡町298-1	4 9 - 2 2 8 5	
知的障がい者福祉工場 エコネット・おおた	細谷町1714-2	3 2 - 8 8 5 0	
知的障がい者通勤療 かなやま青年療	高林北町1027-2	3 8 - 4 3 0 5	
知的障がい者グループホーム 大木荘	高林西町569-2	3 8 - 4 0 3 5	
知的障がい者グループホーム ひじりがわホーム	細谷町245-1	3 1 - 5 6 9 1	
知的障がい者グループホームにらがわホーム	台之郷町1040 葦川荘K-5	4 6 - 4 1 0 0	
知的障がい者グループホーム ふじあくホーム	藤阿久町53-1	3 1 - 7 4 9 9	

機 関 名	所 在 地	電 話	備考（担当部署等）
知的障がい者グループ ホームホームたかはら	台之郷町1645-35	2 6 - 0 1 8 2	
知的障がい者グループ ホーム もみじ	藤阿久町53-1	3 1 - 3 7 5 7	
知的障がい者グループ ホーム 細谷ホーム	細谷町245-1	3 2 - 5 4 6 6	
知的障がい者グループ ホーム みなみホーム	高林南町468-2	3 8 - 4 3 0 5	
知的障がい者地域ホー ム 高林ホーム	高林北町1029-4	3 8 - 1 5 6 0	
知的障がい者地域ホー ム やかた	小舞木町485	4 5 - 0 7 0 1	
知的障がい者地域ホー ム やまもとホーム	藪塚町421-10	0277-78-8422	
知的障がい者地域ホー ム ホームめぐみ	藪塚町1461-3	0277-78-1223	

5-1 医療機関等の連絡先

(1) 病院

名 称	所 在 地	病床 数	電 話
太田福島総合病院	東今泉町875-1	350	3 7 - 2 3 7 8
総合太田病院	八幡町29-5	461	2 2 - 6 6 3 1
本島総合病院	西本町3-8	365	2 2 - 7 1 3 1
東毛敬愛病院	上小林町230	43	2 6 - 1 7 9 3
太田協立病院	石原町927	32	4 5 - 4 9 1 1
群馬県立がんセンター	高林西町617-1	316	3 8 - 0 7 7 1
三枚橋病院	長手町1744	233	2 2 - 4 3 3 7
城山病院	飯塚町1	230	4 6 - 0 3 1 1
富士ヶ丘病院	熊野町38-81	184	2 2 - 1 2 8 1
堀江病院	高林東町1800	188	3 8 - 1 2 1 5
武蔵野病院	龍舞町293	212	4 5 - 9 2 2 1
宏愛会第一病院	六千石町99-63	123	0277-78-1555

(2) 診療所

平成 18 年 3 月現在

名 称	所 在 地	電 話
針谷眼科医院	東本町23-27	2 2 - 3 6 4 2
深川医院	東本町28-20	2 2 - 3 5 8 5
こばやし小児科内科	東本町40-30	2 6 - 1 0 0 0
石川皮膚泌尿器科	東本町53-65	2 5 - 5 9 6 6
成田医院	東本町12-17	2 2 - 2 0 9 6
春日医院	本町32-12	2 2 - 2 2 5 7
高木医院	本町26-8	2 2 - 2 2 6 1
三吉医院	本町6-19	2 2 - 2 0 0 3
山口外科医院	西本町57-33	3 1 - 3 5 6 1
小林眼科クリニック	浜町44-5	4 6 - 7 0 6 6
浜町耳鼻咽喉科医院	浜町30-28	4 6 - 2 8 2 1
登田医院	八幡町11-6	2 5 - 5 5 5 6
佐藤耳鼻咽喉科医院	飯塚町92-1	4 8 - 4 5 2 6
時計台メンタルクリニック	飯塚町44-1	4 9 - 3 9 7 1
伊藤内科小児科クリニック	飯塚町68-1	4 6 - 3 3 1 1
うがじんクリニック	飯塚町685-10	6 0 - 1 4 1 4
山岸内科医院	飯塚町1584	4 5 - 1 5 8 0
野口皮膚科医院	飯塚町704-1	6 0 - 1 2 1 1
伊藤産婦人科	飯田町960	4 5 - 2 3 3 0
竹内医院	飯田町203-2	3 0 - 0 0 0 1

名 称	所 在 地	電 話
呑龍クリニック	飯田町1083	60 - 3011
みなみ医院	飯田町817-1	45 - 6250
栃原小児科病院	飯田町1165	46 - 1785
渡辺クリニック	飯田町985	40 - 1811
クボタ皮膚科医院	飯田町1236	45 - 4932
新井診療所	新井町532-10	46 - 1850
岩崎医院	新井町206	45 - 5818
高沢胃腸科外科	新井町567-1	45 - 1133
小林胃腸科医院	新井町518-12	45 - 9080
織間医院	新島町348-2	45 - 3535
田口医院	小舞木町213	46 - 1384
平原医院	小舞木町226	45 - 3891
ときざわレディースクリニック	小舞木町256	60 - 2580
はりがや眼科	小舞木町423	47 - 8101
深川クリニック	小舞木町415	45 - 0133
並木整形外科医院	小舞木町430	45 - 1177
藤生眼科医院	浜町3-31	45 - 3358
下浜田クリニック	下浜田町1264-1	47 - 7330
藤井レディースクリニック	東矢島町1184	60 - 3111
星野内科胃腸科医院	東矢島町776-5	48 - 5525
南矢島こどもクリニック	南矢島町352-2	60 - 0415
荻野整形外科クリニック	南矢島町467-2	38 - 0867
鹿山整形外科クリニック	南矢島町467-2	38 - 0867
金子クリニック	岩瀬川町471-5	30 - 2626
関口医院内科	牛沢町179	38 - 0358
増村医院	牛沢町981	38 - 1986
石川こどもクリニック	高林北町2094-8	38 - 0101
馬場医院	高林東町1688	38 - 0220
齋藤医院	高林東町1666	38 - 0472
林外科医院	細谷町1457-5	32 - 1216
土屋クリニック	細谷町1405-2	33 - 7250
太田西部診療所	米沢町80-2	32 - 0301
杉立医院	台之郷町1713	46 - 9345
山口医院	台之郷町257	45 - 8818
とうもう整形外科クリニック	東金井町311-1	20 - 2500
松本医院	東長岡町76	46 - 8707
小島医院	熊野町8-2	25 - 0378
椎名内科医院	矢場新町118-2	45 - 8699

名 称	所 在 地	電 話
あおばクリニック	矢場新町36-3	60 - 1221
鳥山医院	鳥山下町665	25 - 1459
堀越医院	鳥山下町871-1	22 - 2660
杉田内科医院	鳥山上町1536-3	37 - 7338
大島胃腸内科クリニック	新野町1249-1	33 - 7500
中野医院	成塚町150-85	37 - 5800
都丸内科医院	寺井町506-4	37 - 2872
有坂医院	龍舞町2072	45 - 3681
太田東こども&おとな診療所	龍舞町5549	48 - 5611
いじま呼吸器内科クリニック	下小林町365-4	49 - 1121
大川眼科	下小林町56-6	48 - 7700
まえはら耳鼻咽喉科クリニック	下小林町192-1	30 - 2777
石田整形外科医院	由良町100-1	32 - 6566
みのわクリニック	由良町93-3	40 - 4888
杉岡産婦人科	由良町877-11	31 - 1941
川田クリニック	由良町1622-11	33 - 7755
たから女性クリニック	由良町2340-1	32 - 2159
ふじあく医院	藤阿久町333-1	32 - 1211
たちばな小児科クリニック	藤阿久町805-2	33 - 7177
もとはしクリニック	別所町98-3	31 - 5071
くろいわ内科・呼吸器科クリニック	上田島町949-7	32 - 9618
宝診療所	宝町379	31 - 8200
大淵医院	宝町739	31 - 3006
一ノ瀬内科医院	只上町1287-1	37 - 4498
月野医院	吉沢町1688-1	37 - 2171
横室医院	尾島町112	52 - 0502
岸医院	尾島町53	52 - 0008
しのはらクリニック	世良田町468-1	52 - 5501
小林クリニック	世良田町1574-1	60 - 7560
尾島クリニック	粕川町331-1	40 - 7171
飯塚医院	新田木崎町620-1	56 - 1040
きたづめ整形外科クリニック	新田木崎町714	20 - 8250
大沢医院	新田木崎町817	56 - 7369
木崎クリニック	新田木崎町1114-3	56 - 7770
宝田医院	新田上江田町1064	40 - 8088
荒木医院	新田村田町442-1	57 - 2722
永田医院	新田市野井町43-2	57 - 1034
おぎわら眼科	新田市野井町158-1	57 - 1110

名 称	所 在 地	電 話
医療法人社団新田診療所	新田市野井町795	0120-573-318
清村医院	新田大根町1111-2	57 - 2718
綿打診療所	新田上田中町556	56 - 3366
鈴木医院	新田早川町343	56 - 7876
室田内科医院	藪塚町159	0277-78-2711
あさひクリニック	藪塚町1406-2	0277-78-7575
石井整形外科医院	藪塚町1507-6	0277-78-0211
和賀クリニック	大原町82-273	0277-20-4370
足立医院	大原町134-5	0277-78-6556
藪塚本町医療センター国保診療所	大原町531-3	0277-78-2254
五十嵐医院	大原町701	0277-78-2405
坂本胃腸科医院	大原町1061-9	0277-40-4111

(3) 主要医療品業者及び卸業者（東毛地区）

製造所名	所在地	電話番号
第一サントリーファーマ（株） 千代田工場	邑楽郡千代田町大字赤岩字 くらかけ2716-1	86 - 5833
東亜薬品工業（株）館林工場	館林市近藤町606	72 - 4941
サンノーバ（株）本社工場	世良田町3038-2	52 - 6040
（株）須江薬品	みどり市笠懸町阿左美833-1	0277-76-6711
（株）スズケン 太田支店	藪塚町2555-1	0277-78-7700
（株）大正堂 太田支店	西矢島584-1	48 - 4331

(4) 災害用医療用具備蓄業者

氏名	所在地	電話番号
（株）栗原医療器械店	清原町4-6	37 - 8181
関東メディカル（株）	脇屋町619	32 - 1488

6-1 保健衛生施設等の連絡先

(1) 清掃施設

(ごみ処理施設)

名称	住所	規模 t/日	管理者
太田市清掃センター 第3号焼却炉	細谷町 1712	150	市長
太田市清掃センター 第4号焼却炉	細谷町 1712	170	市長
太田市清掃センター 溶解炉(灰溶解施設)	細谷町 1712	12	市長

(粗大ごみ処理施設及び資源化施設)

名称	住所	規模 t/日	管理者
太田市外三町(千代田町、大泉町、邑楽町) 広域清掃組合リサイクルプラザ	細谷町 604-1	73.0	市長

(2) し尿処理施設

名称	住所	規模 KI/日	管理者
太田市第一クリーンセンター	古戸町 1139	100	市長
太田市第二クリーンセンター	高林東町 1296-1	120	市長
太田市新田クリーンセンター	新田下田中町 1342-1	46	市長

## (3) 文化財

## 太田市指定文化財一覧表

番号	記号番号	指定区分	指定種別	指定名称	員数
1	太重文1	重要文化財	建造物・建築物	大光院の吉祥門	1棟
2	太重文2	重要文化財	建造物・建築物	冠稲荷神社の本殿並びに聖天宮	2棟
3	太重文3	重要文化財	建造物・建築物	正法寺の仁王門並びに仁王尊	1棟 2軀
4	太重文4	重要文化財	建造物・建築物	冠稲荷神社の拝殿	1棟
5	太重文5	重要文化財	建造物・石造文化財	浄光寺の五輪塔	4基
6	太重文6	重要文化財	建造物・石造文化財	金龍寺の由良氏五輪塔並びに新田義貞公供養塔	9基 1基
7	太重文7	重要文化財	建造物・石造文化財	恵林寺の矢場氏墓石群	五輪塔及び宝篋印塔群 30余基
8	太重文8	重要文化財	建造物・石造文化財	追分けの道しるべ・石地蔵	1基 1軀
9	太重文9	重要文化財	建造物・石造文化財	永福寺の名号角塔婆	1基
10	太重文10	重要文化財	建造物・石造文化財	曹源寺の名号角塔婆	1基
11	太重文11	重要文化財	建造物・石造文化財	富若の名号角塔婆	1基
12	太重文12	重要文化財	建造物・石造文化財	矢田堀勘兵衛屋敷の名号角塔婆	5基
13	太重文13	重要文化財	建造物・石造文化財	明王院の石造千体不動塔 附 請負覚書	1基
14	太重文14	重要文化財	建造物・石造文化財	金剛寺の円仏及び妙蓮板碑	2基
15	太重文15	重要文化財	建造物・石造文化財	徳川館跡の伝新田義重の宝塔	1基
16	太重文16	重要文化財	建造物・石造文化財	清泉寺の宝篋印塔 附 陀羅尼経及び経筒	1基
17	太重文17	重要文化財	建造物・石造文化財	明王院の石造薬師如来坐像	1軀
18	太重文18	重要文化財	建造物・石造文化財	八坂神社の芭蕉句碑	1基
19	太重文19	重要文化財	建造物・石造文化財	龍得寺の五輪塔	1基
20	太重文20	重要文化財	建造物・石造文化財	旧来迎寺の宝篋印塔	1基
21	太重文21	重要文化財	建造物・石造文化財	下田中の宝篋印塔	1基
22	太重文22	重要文化財	建造物・石造文化財	上江田の庚申塔	1基
23	太重文23	重要文化財	建造物・石造文化財	村田の双体道祖神	1基
24	太重文24	重要文化財	建造物・石造文化財	木崎宿の色地蔵	1軀
25	太重文25	重要文化財	建造物・石造文化財	中江田の辻地蔵	1軀
26	太重文26	重要文化財	建造物・石造文化財	旧常楽寺の石塔群	6基
27	太重文27	重要文化財	建造物・石造文化財	牛之塔	1基
28	太重文28	重要文化財	建造物・石造文化財	伝藪塚氏の五輪塔	4基
29	太重文29	重要文化財	建造物・石造文化財	新井家の五輪塔	1基
30	太重文30	重要文化財	建造物・石造文化財	あづま道標	1基
31	太重文31	重要文化財	建造物・石造文化財	西野の層塔及び残片	層塔残片 2基分 五輪塔 1基分
32	太重文32	重要文化財	建造物・石造文化財	西福寺の赤子地蔵	1軀
33	太重文33	重要文化財	建造物・近代化遺産	旧金山図書館	1棟
34	太重文34	重要文化財	絵画	永徳寺の杉戸絵	53枚 (86面)
35	太重文35	重要文化財	絵画	龍得寺の絹本著色横瀬泰繁画像	1幅
36	太重文36	重要文化財	絵画	藪塚の舞台襖絵	12枚 (24面)
37	太重文37	重要文化財	彫刻	十二所神社の木造神像	16軀
38	太重文38	重要文化財	彫刻	霊雲寺の木造釈迦如来坐像	1軀
39	太重文39	重要文化財	彫刻	旧胎蔵寺の木造大日如来坐像	1軀
40	太重文40	重要文化財	彫刻	来迎寺の仏頭	1軀
41	太重文41	重要文化財	彫刻	医王寺の青銅造不動明王立像	1軀
42	太重文42	重要文化財	彫刻	旧医王寺の銅造勢至菩薩立像	1軀
43	太重文43	重要文化財	彫刻	安成寺の木造薬師如来坐像	1軀
44	太重文44	重要文化財	彫刻	永禄十一年銘の懸仏	1軀
45	太重文45	重要文化財	彫刻	伝阿鑿寺の木造阿弥陀如来立像	3軀
46	太重文46	重要文化財	彫刻	全性寺本堂の欄間彫刻	6枚
47	太重文47	重要文化財	彫刻	長建寺本堂の欄間彫刻	8枚
48	太重文48	重要文化財	彫刻	伏鳥家の舞台袖彫刻	1式
49	太重文49	重要文化財	彫刻	中原の舞台袖彫刻	1式
50	太重文50	重要文化財	工芸品	妙英寺の梵鐘	1口
51	太重文51	重要文化財	工芸品	新田家伝来の白糸威腹巻(兜・大袖・喉輪・背板付)	1具
52	太重文52	重要文化財	工芸品	久松松平家伝来の素懸浅葱系威金胴丸	1具
53	太重文53	重要文化財	工芸品	教王寺の梵鐘・半鐘	2口
54	太重文54	重要文化財	工芸品	西慶寺の梵鐘	1口
55	太重文55	重要文化財	工芸品	総持寺の梵鐘	1口
56	太重文56	重要文化財	工芸品	普門寺の梵鐘	1口
57	太重文57	重要文化財	工芸品	突盃形兜	1刎
58	太重文58	重要文化財	工芸品	生品神社の刀剣	2振
59	太重文59	重要文化財	工芸品	岩松家伝来の兜	1刎
60	太重文60	重要文化財	書跡	南八の山岡鉄舟筆幟	1旛
61	太重文61	重要文化財	古文書	栗原家文書 附 麁絵図	63点
62	太重文62	重要文化財	古文書	久保田家文書	12点
63	太重文63	重要文化財	古文書	中島家文書	72点

## 太田市 国・県指定文化財一覧表

番号	区分	指定区分	指定種別	指定年月日	指定名称
1	国	重要文化財	建造物・建築	昭和31年6月28日	東照宮(本殿・唐門・拜殿) 附 鉄燈籠・棟札他
2	国	重要文化財	建造物・石造物	昭和36年3月23日	長楽寺宝塔
3	国	重要文化財	絵画	昭和39年3月27日	絹本墨画 出山釈迦図
4	国	重要文化財	工芸品	大正10年4月30日	太刀 銘了戒 附 銀造沃懸太刀拵
5	国	重要文化財	古文書	昭和13年7月4日	紙本墨書 長楽寺文書
6	国	重要無形文化財保持者	工芸技術	平成 9年 6月 6日	日本刀 大隅貞男
7	国	史 跡	古墳	昭和 2年 4月 8日	女体山古墳
8	国	史 跡	旧宅	昭和 6年11月26日	高山彦九郎宅跡 附 遺髪塚
9	国	史 跡	城跡	昭和 9年12月28日	金山城跡
10	国	史 跡	古墳	昭和16年 1月27日	天神山古墳
11	国	史 跡	その他の遺跡	平成12年11月 1日	新田荘遺跡(円福寺境内)
					新田荘遺跡(十二所神社境内)
					新田荘遺跡(総持寺境内)
					新田荘遺跡(長楽寺境内)
					新田荘遺跡(東照宮境内)
					新田荘遺跡(明王院境内)
					新田荘遺跡(生品神社境内)
					新田荘遺跡(反町館跡)
					新田荘遺跡(江田館跡)
					新田荘遺跡(重殿水源)
新田荘遺跡(矢太神水源)					

番号	区分	指定区分	指定種別	指定年月日	登録名称
1	国	登録		平成15年1月29日	片山家住宅 主屋・長屋門・北の蔵・南の蔵・井戸屋・下の便所
2	国	登録		平成17年11月10日	旧世良田村役場庁舎・正門
3	国	登録		平成17年11月10日	小川家住宅 主屋・長屋門・蚕室

番号	区分	指定区分	指定種別	指定年月日	指定名称
1	県	重要文化財	建造物・建築	昭和32年4月23日	長楽寺の勅使門
2	県	重要文化財	建造物・建築	昭和52年 9月20日	曹源寺さざえ堂
3	県	重要文化財	建造物・建築	昭和57年4月20日	長楽寺三仏堂および太鼓門 附 棟札
4	県	重要文化財	絵画	昭和40年7月23日	絹本著色 荏柄天神像
5	県	重要文化財	絵画	昭和40年7月23日	絹本墨画 淡彩呂洞賓図
6	県	重要文化財	絵画	昭和40年7月23日	絹本著色 山王曼荼羅図
7	県	重要文化財	絵画	昭和40年7月23日	絹本著色 慈覚大使像
8	県	重要文化財	絵画	昭和40年7月23日	絹本著色 無準師範像

(4) 火葬場

名称	所在地	電話	運営主体	管理部署	炉数(動物、汚物炉除く)	許可年月日
太田市斎場	浜町 66-52	45-5800	太田市長	市民課	4	S28.3.17

(5) 墓地

名称	所在地	電話	運営主体	管理部署	規模		許可年月日
					区画数	面積(m <sup>2</sup> )	
太田市八王子山公園墓地	西長岡町 1661(八王子山)	37-6821	太田市長	花と緑の推進課	3,800	1192.5	H1.12.28

7-1 ライフライン関係機関の連絡先

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電話番号
東日本電信電話(株) 群馬支店	高崎市高松町 3	災害対策室	027-326-0641
		FAX	027-325-7999
エヌ・ティ・ティ・ド・コム(株) 群馬支店	前橋市東善町 122	ネットワーク部	027-290-4113
東京電力(株) 太田支社	東本町 56-39	総務グループ	9 0 - 2 2 1 0
(社)群馬県エルピ°-ガス 協会	前橋市大渡町 1-10-7		027-255-6121
(社)群馬県エルピ°-ガス 協会 太田支部	飯塚町 1321		4 6 - 5 9 8 5
太田都市ガス(株)	浜町 17-4	総務課	4 5 - 4 1 6 1
		夜間・休日のみ	4 5 - 4 0 1 9
		FAX	4 5 - 4 1 6 9
群馬県東毛工業用水道 事務所	高林南町 1-7		3 8 - 4 2 1 1
太田市水道局	浜町 11-28		4 5 - 2 7 3 1
太田市 下水道総務課 下水道整備課	浜町 2-35		4 7 - 1 1 1 1
太田市 衛生事業課	古戸町 1139		3 8 - 0 6 7 0

## 8-1 避難施設等

### (1) 避難施設

番号	施設名	所在地	電話番号	避難所の種類
1	太田小学校	本町31-1	22-3300	指定避難所
2	太田東小学校	東本町53-30	22-3304	指定避難所
3	西中学校	八幡町24-1	22-3305	基幹避難所
4	県立太田高校	西本町12-1	31-7182	指定避難所
5	県立太田女子高校	八幡町16-7	22-6651	指定避難所
6	太田行政センター	本町20-1	22-2603	指定避難所
7	太田行政センター東別館	東本町53-20	22-4410	指定避難所
8	九合小学校	飯塚町1534	45-3301	指定避難所
9	中央小学校	飯田町1166	45-8920	指定避難所
10	旭小学校	東矢島町1249	46-3463	指定避難所
11	東中学校	飯塚町80	45-3307	基幹避難所
12	旭中学校	東矢島町1082	48-5631	基幹避難所
13	九合行政センター	飯塚町591-1	45-6978	指定避難所
14	武道館	内ヶ島町384-2	49-2772	指定避難所
15	沢野小学校	福沢町226-1	38-0455	指定避難所
16	南小学校	高林東町1372	38-0202	指定避難所
17	沢野中央小学校	富沢町73	30-5521	基幹避難所
18	南中学校	高林北町955-1	38-0254	指定避難所
19	市立太田商業高校	細谷町1510	31-3321	基幹避難所
20	南ふれあいセンター	高林東町1302	38-8139	指定避難所
21	葦川小学校	台之郷町999	45-3302	指定避難所
22	葦川西小学校	安良岡町51	25-5946	指定避難所
23	駒形小学校	植木野町7	46-9421	指定避難所
24	北中学校	熊野町2-1	22-3306	基幹避難所
25	城東中学校	葦川町1	26-0511	基幹避難所
26	県立太田東高校	台之郷町448	45-6511	指定避難所
27	第二老人福祉センター	東金井町150	25-4746	要援護者避難所
28	葦川行政センター	東長岡町1853	48-6853	指定避難所
29	鳥之郷小学校	大島町1046-1	22-3303	指定避難所
30	城西小学校	新野町127	31-5610	基幹避難所
31	城西中学校	新野町74	32-2115	基幹避難所
32	高齢者福祉総合センター	鳥山上町2313	37-7000	要援護者避難所
33	鳥之郷行政センター	新野町203	32-6854	指定避難所
34	強戸小学校	天良町858-2	37-0429	指定避難所
35	強戸中学校	天良町72-3	37-0734	基幹避難所

番号	施設名	所在地	電話番号	避難所の種類
36	強戸行政センター	菅塩町345	37-4979	指定避難所
37	強戸ふれあいセンター	石橋町856-1	37-6761	指定避難所
38	休泊小学校	龍舞町3816-3	45-5841	指定避難所
39	休泊中学校	龍舞町3867-2	45-3842	基幹避難所
40	県立太田工業高校	茂木町380	45-4742	指定避難所
41	休泊行政センター	龍舞町4053	49-0201	指定避難所
42	宝泉小学校	由良町1738-1	31-2442	指定避難所
43	宝泉南小学校	中根町261-1	31-0518	基幹避難所
44	宝泉東小学校	藤久良町1	31-2422	指定避難所
45	宝泉中学校	宝町735	31-4177	基幹避難所
46	太田養護学校	藤阿久町26-1	32-3939	要援護者避難所
47	県立太田フレックス高校	下田島町1243-1	31-0511	指定避難所
48	第一老人福祉センター	細谷町1689	32-1905	要援護者避難所
49	宝泉行政センター	西野谷町38-2	32-2688	指定避難所
50	毛里田小学校	只上町970-1	37-1154	指定避難所
51	毛里田中学校	矢田堀町242-2	37-1205	基幹避難所
52	毛里田行政センター	矢田堀町244-5	37-1059	指定避難所
53	老人福祉センターかたくりの里	吉沢町5292	20-5511	要援護者避難所
54	尾島第2体育館	岩松町802		指定避難所
55	尾島小学校	亀岡町61-2	52-0019	指定避難所
56	尾島生涯学習センター	亀岡町63-1	52-2341	指定避難所
57	尾島中学校	亀岡町584-1	52-0516	基幹避難所
58	尾島体育館	亀岡町656-1	60-7399	指定避難所
59	大館区民会館	大館町1492-4	52-0619	指定避難所
60	南前小屋集会所	前小屋町55	-	指定避難所
61	世良田小学校	世良田町3113-7	52-1004	基幹避難所
62	世良田生涯学習センター	世良田町1535-4	52-1002	指定避難所
63	木崎公民館	新田木崎町1215-1	56-1053	指定避難所
64	木崎小学校	新田木崎町1121	56-0024	基幹避難所
65	木崎中学校	新田木崎町301	56-1031	指定避難所
66	生品公民館	新田村田町1107-1	57-1055	指定避難所
67	生品小学校	新田村田町1365	57-1054	基幹避難所
68	新田福祉総合センター	新田反町町831-3	57-2616	要援護者避難所
69	生品中学校	新田市野井町121	57-1075	指定避難所
70	新田文化会館・総合体育館	新田金井町607	57-2222	指定避難所
71	新田武道館	新田上江田町721-1	56-7074	指定避難所
72	綿打公民館	新田大根町916-1	57-1041	指定避難所
73	綿打小学校	新田上田中町795-3	57-1067	基幹避難所

番号	施設名	所在地	電話番号	避難所の種類
74	綿打中学校	新田上田中町182-1	56 - 1005	指定避難所
75	藪塚本町小学校	藪塚町1741	0277-78-2433	基幹避難所
76	藪塚本町中央公民館	大原町505	0277-78-5411	指定避難所
77	藪塚本町社会体育館	大原町383-70	0277-78-7711	指定避難所
78	藪塚本町中学校	大原町695	0277-78-2838	基幹避難所
79	藪塚本町南小学校	大原町2201-1	0277-78-6088	指定避難所
基幹避難所 21 箇所、指定避難所 52 箇所、要介護者避難所 6 箇所、計 79 箇所				

#### 【基幹避難所】

基幹避難所とは、災害時に特に速やかに避難準備が開始される施設。施設機能は指定避難所と同様。また、鍵を指定した者が所持し必要に応じて開鍵できる施設。

#### 【指定避難所】

指定避難所とは、建物及び避難敷地が確保されている避難所。

#### 【要援護者避難所】

要援護者避難所とは、災害時要援護者（障がい者や高齢者など）を収容可能な施設。

### (2) 公的賃貸住宅

#### 太田地域市営住宅

団地名	管理戸数	団地名	管理戸数
八幡	56	強戸	78
石原	169	飯塚	48
高原	84	成塚	138
鳥之郷	144	富沢	291
東別所	272	牛沢	96
新牛沢	96	龍舞	52
熊野	106	葦川東	66
宝泉	278	岩瀬川	45
浜町	8	岩瀬川 (特公賃)	9
葦川	130	東本町	36
大島	150	再開発	30
矢場	88	新島	22
新井	152	本陣	40
葦川南	84	東長岡	56
小計	2,996 (戸)		

尾島地域市営住宅

団地名	管理戸数
軽 浜	25
南ヶ丘	17
岩 松	48
粕 川	104
小計	194 (戸)

新田地域市営住宅

団地名	管理戸数
新田木崎	48
新田上田中	48
小計	96 (戸)

藪塚地区市営住宅

団地名	管理戸数
大原	24
三 島	24
小計	48 (戸)

県営住宅

団地名	管理戸数
宝 泉	80
鳥 山	152
浜 町	228
成 塚	102
合 計	562 (戸)

市内特定優良賃貸住宅

住宅名	管理戸数
ANEX OSAWA マンション	13
パークサイド野村	5
クプラマンション	15
ブライトUマンション	15
合 計	48 (戸)

雇用振興協会促進住宅

団地名	戸数
東金井	80
高 林	160
太田細谷	80
小計	320(戸)

(3) 応急仮設住宅可能敷地

番号	地名地番	敷地面積 m <sup>2</sup>	収容 戸数	避難対象学校区
1	(天神公園) 浜町27-1他	3,328	54	太田小学校・中央小学校
2	(太田行政センター東別館)東本町53-14他	4,712	58	太田東小学校
3	(本町公園) 東本町29-1他	2,915	40	太田小学校・ 太田東小学校
4	(運動公園カブゲラウド) 飯塚町1059他	13,589	98	旭小学校・九合小学校
5	(九合6号公園) 小舞木町277他	6,604	54	九合小学校・中央小学校
6	(沢野跡ゲラウド) 高林北町894他	15,766	146	沢野小学校・南小学校 沢野中央小学校
7	(沢野跡テニスコート) 高林北町894他	3,150	24	沢野小学校・南小学校 沢野中央小学校
8	(新浜公園) 下浜田町1088-1他	12,544	110	沢野小学校・九合小学校 太田小学校・中央小学校
9	(葦川スポーツ広場) 東長岡町1808他	10,523	128	葦川西小学校・ 葦川小学校
10	(城東中学校) 葦川町1	14,535	100	駒形小学校・葦川小学校
11	(鳥之郷スポーツ広場) 新野町1390他	16,800	112	城西小学校・ 鳥之郷小学校
12	(太田サン・スポーツランド) 鳥山上町2282他	11,210	72	城西小学校・強戸小学校
13	(強戸コミュニティ広場) 菅塩町345他	13,052	108	強戸小学校
14	(強戸小学校) 天良町858-2他	4,891	56	強戸小学校
15	(竜内公園) 龍舞町1397-1他	5,220	70	休泊小学校・九合小学校
16	(休泊小学校) 龍舞町3816-3他	5,130	58	休泊小学校
17	(休泊行政センター) 龍舞町4053他	14,340	70	休泊小学校・駒形小学校

番号	地名地番	敷地面積 m <sup>2</sup>	収容 戸数	避難対象学校区
18	(宝泉スポーツ広場) 西野谷町 40-4 他	15,950	120	宝泉南小学校・ 宝泉小学校
19	(西新町中央公園) 西新町128 他	12,175	84	宝泉南小学校・ 沢野小学校
20	(西新町南公園) 西新町69 他	6,740	78	宝泉南小学校・ 沢野小学校
21	(西藤中央公園) 藤阿久町 493-1 他	6,802	54	宝泉東小学校・ 太田小学校
22	(八千代グラウンド) 由良町1765-1 他	5,008	40	宝泉小学校
23	(東新町中央公園) 東新町806 他	11,599	84	毛里田小学校・ 駒形小学校
24	(尾島公園グラウンド) 亀岡町 96-3	10,000	60	尾島小学校
25	(西部公園グラウンド) 世良田町 1552-11	19,146	40	世良田小学校
26	(東部公園グラウンド) 岩松町 802-1	12,506	32	尾島小学校
37	(木崎コミュニティ運動公園) 新田中江田町 1110	19,581	30	木崎小学校
38	(東電木崎寮) 新田木崎町 546	4,198	24	木崎小学校
39	(神明公園) 新田木崎町 139	5,200	24	木崎小学校
40	(村田公園) 新田村田町 1102	8,718	52	生品小学校
41	(みずき公園) 新田瑞木町 69-1	4,388	24	生品小学校
42	(町民球技場) 新田上江田町 755	12,221	84	綿打小学校
43	(早川公園) 新田早川町 15	19,060	40	綿打小学校
44	(藪塚本町中央運動公園) 大原町 383-70	23,285	174	藪塚本町南小学校
総計		344,886	2,402	

9-1 輸送路等

(1) 緊急輸送路(県指定)

道路種別	路線名	管理者
国道	17号(上武)	国土交通省
	50号	国土交通省
国道	122号	群馬県
	354号	群馬県
	407号	群馬県
主要地方道	前橋館林線	群馬県
	足利太田線	群馬県
	桐生伊勢崎線	群馬県
	大間々尾島線	群馬県
	太田大間々線	群馬県
一般県道	国定藪塚線	群馬県
	古戸館林線	群馬県

(2) 鉄道

( \* 印は勤務時間外の連絡先 )

機関名	所在地	電話	備考(担当部署等)
東武鉄道(株)	〒131-8522 東京都墨田区押上1-1-2	03-3621-5061	広報センター FAX:03-3621-5067
		* 03-3621-5243	運転課 FAX:03-3621-5244
東武鉄道(株) 太田駅	〒373-0026 東本町16-1	22-3205	
東武鉄道(株) 細谷駅	〒373-0842 細谷町1169-4	31-8441	
東武鉄道(株) 治良門橋駅	〒373-0006 成塚町1024	37-0727	
東武鉄道(株) 蕨川駅	〒373-0801 台之郷町1098-2	22-6321	
東武鉄道(株) 木崎駅	〒370-0321 新田木崎町45	56 1071	
東武鉄道(株) 藪塚駅	〒379-2301 藪塚町379-2	0277-78-2304	

(3) 輸送拠点

輸送拠点名称	所在地	電 話	備 考
太田市防災センター	台之郷町1278-1		物資集積地
藪塚本町文化ホール	大原町505-2	0277-78-0511	物資集積地
新田社会体育館	新田反町町888	57-2863	物資集積建物

## 10-1 トラック等保有状況

### (1) トラック（群馬県トラック協会太田地区協議会）

支部名	保有数			計
	普通 3.5t 以上	小型	特殊	
東 支 部	596	63	91	750
西 支 部	442	128	165	735
合 計	1,038	191	256	1,485

### (2) バス

事業所名称	所在地	電 話	保有数		計
			乗 合	貸 切	
太田おうかがいし バス (矢島タクシー)	太田市東本町 30-18	2 5 - 2 2 3 9 (本社総務部) 6 0 1 2 1 2 (岩瀬川営業所)	13	6	19

### (3) 太田市所有車両一覧表

所管	車種 乗 用		貨 物		乗合 (バス)	特殊	計	備考
	普	軽	普	軽				
本庁	50	22	40	127	24	20	283	
尾島総合支所	18	9	6	33	10	0	76	
新田総合支所	19	20	22	22	3	5	91	
藪塚本町総合支所	15	7	2	17	0	0	41	
合計	102	58	70	199	37	25	491	

(4) ヘリコプター保有状況

保有機関	機種	機数	全長	定員	主な装備	駐機場	備考
群馬県 (消防防災課)	ベル412EP型	1	17.1m	15人	救助用ホイス装置 降下用リペリング・バー 救急医療用ベッド カーゴフック 投光器 拡声器 消火用ドロップタック(1.3トン) 消火用バケット	前橋市下阿内町 377-2 群馬ヘリポート内	愛称「はるな」
群馬県警察 (地域課)	ベル206L - 型	1	13.0m	7人	救助用ホイス装置 降下用具 担架装置 物資機外空輸装置 投光器 拡声器 テレビカメラ装置	同上	愛称「あかぎ」
陸上自衛隊 (第12ヘリコプター 隊)	OH-6 (ヒューズ369D)  CH-47	4	9.3m	4人		榛東村大字新井 相馬原駐屯地内	観測用小型ヘリコプター
		4	30.18m	58人	消火用7トンバケットの装着が可能	同上	輸送用大型ヘリコプター (通称：チヌーク)

## (5) ヘリポート適地

優先 順位	名 称	所 在 地	面 積 (東西)×(南北)	備 考
1	中央小学校	飯 田 町 1 1 6 6	1 0 5 × 1 2 0	群馬県地域防災 計画指定あり
1	東中学校	飯 塚 町 8 0	1 0 5 × 1 7 0	群馬県地域防災 計画指定あり
1	新浜公園	下浜田町 1 0 8 8 - 1	1 0 5 × 1 0 5	群馬県地域防災 計画指定あり
1	太田市消防本部	鳥山下町 4 0 9 - 1	1 0 0 × 6 0	群馬県地域防災 計画指定あり
1	尾島中学校	亀岡町 5 8 4 1	2 0 0 × 1 5 0	群馬県地域防災 計画指定あり
1	西部公園グラウンド	世良田町 1 5 5 2 1	1 3 6 × 8 3	群馬県地域防災 計画指定あり
1	尾島公園グラウンド	亀岡町 9 9	1 0 0 × 1 0 0	群馬県地域防災 計画指定あり
1	利根川緑地公園 (ヘリポート)	武蔵島町北先		群馬県地域防災 計画指定あり
1	新田野球場	新田反町 8 8 8	3 0 0 × 2 5 0	群馬県地域防災 計画指定あり
1	新田陸上競技場	新田金井町 3 1	1 5 0 × 2 0 0	群馬県地域防災 計画指定あり
1	木崎小学校	新田木崎町 1 1 2 1	1 0 2 × 8 0	群馬県地域防災 計画指定あり
1	生品小学校	新田村田町 1 3 6 5	1 2 5 × 9 0	群馬県地域防災 計画指定あり
1	綿打小学校	新田大根町 7 9 5 3	1 5 7 × 1 0 2	群馬県地域防災 計画指定あり
1	藪塚本町中学校	大原町 6 9 5	3 4 0 × 1 1 0	群馬県地域防災 計画指定あり

優先 順位	名 称	所 在 地	面 積 (東西)×(南北)	備 考
1	藪塚本町南小学校	大原町2201	158×106	群馬県地域防災 計画指定あり
1	藪塚本町小学校	藪塚町1741	80×60	群馬県地域防災 計画指定あり
1	藪塚本町中央運動公園	大原町383	130×110	群馬県地域防災 計画指定あり
1	三島神社公園	藪塚町519	50×50	群馬県地域防災 計画指定あり
2	運動公園(サグラウンド)	飯塚町1059	200×49	
2	城東中学校	蕨川町1	150×110	
2	城西中学校	新野町74	170×100	
2	鳥之郷スポーツ広場	新野町1390	119×142	
2	蕨川スポーツ広場	東長岡町1808	112×127	
2	宝泉スポーツ広場	西野谷町40-4	122×156	
2	沢野スポーツ広場	高林北町894	176×102	
2	強戸地区スポーツ広場	菅塩町345	100×153	
2	市営東山球場	金山町26-12	半径約50mの 円状	

## 11-1 消防

### (1) 消防団の組織状況

	分団数	団員数(人)
太田市	18	664

### (2) 消防ポンプ自動車等の保有状況

	普通消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	広報車
太田市	30	5	1

### (3) 救助救護用資機材(太田市消防本部)

平成19年2月1日現在

資機材名	保有数量	資機材名	保有数量
かぎ付はしご	24	耐電衣	6
三連はしご	19	耐電ズボン	6
ワイヤはしご	1	耐電長靴	6
救助マット	2	防毒衣(陽圧式)	5
救命索発射銃	3	防毒衣	20
救助用縛帯	6	防塵メガネ	10
平担架	1	携帯警報機	6
油圧ジャッキ	1	防毒マスク	2
油圧スプレッダー	6	放射線防護服	2
可搬ウインチ	10	救命胴衣	109
マンホール救助器具	1	救命浮環	28
空気ジャッキ	4	救命ボート	7
油圧スプレッダー	6	船外機	7
油圧切断機	6	バスケット担架	1
エンジンカッター	14	簡易画像探索機	1
ガス溶断器	2	投光器	1
チェーンソー	12	携帯投光器	23
鉄線カッター	1	携帯拡声器	25
空気鋸	12	携帯無線機	39
油圧切断機	6	応急措置用セット	1
空気切断機	5	車両移動器具	1
コンクリート鉄筋切断ソー	1	緩降機	4
万能斧	33	ロープ登降機	2
ハンマー	4	救助用降下機	2
携帯用コンクリート破壊具	1	耐熱服	12

資機材名	保有数量	資機材名	保有数量
削岩機	1	患者監視モニター	11
ハンマドリル	1	携帯用心電計	4
可燃性ガス測定器	10	血中酸素飽和度測定器	12
有毒ガス測定器	2	自動引き金式人工呼吸器	12
酸素濃度測定器	1	手動式人工呼吸器	12
放射線測定器	1	電動吸引機	12
空気呼吸器	98	ベンチレーター(人工呼吸器)	7
空気補充用ポンプ	10	ショックパンツ	11
酸素呼吸器	5	自動式心マッサージ器	5
簡易呼吸器	2	半自動式除細動器	8
防塵マスク	5	輸液ポンプ	4
送排風機	3	心電図伝送装置	11
耐電手袋	8	自動車電話	12
エアータント	1	スクープストレッチャー	12
スポットクーラー	2	自動手指消毒器	12
ジェットヒーター	1	EOG滅菌器	12
発電機	1	高圧蒸気滅菌器	2

(4) 化学消火薬剤の備蓄

単位：kl

品名		太田市	大泉町 (太田市委託)
合成界面活性剤 KI		6.38	2.22
薬劑種別 化学消火	第一種	-	-
	第二種	-	-
	第三種	-	-
	第四種	-	-

(5) 消防機関保有のNBC 資機材

	防護服		簡易型防護服	酸素呼吸器	空気呼吸器	防塵マスク等	ポケット線量計	表面汚染検査用	RI取扱事業者等の有無	除染シャワー一式	備考
	放射線防護服	陽圧式化学防護服									
太田市消防本部	2	5	17	5	91	124	4	1		1	

## 12-1 備蓄及び物資調達

## (1) 市備蓄状況

平成 19 年 2 月 1 日現在

番号	項目	市長局 (防災防犯課)	水道局	日赤 (太田)	消防 本部	自主防災 組織	合計	備考
		(個数・本)	(個数・本)	(個数・本)	(個数・本)	(個数・本)		
1	ろうそく	240					240	
2	懐中電灯	720					720	
3	毛布	1,370		303			1,673	尾島400、新田支所250、木崎50、綿打50、生品50
4	食器セット(4人用プラスチック)	360set 1,440人分					360	
5	移動式炊飯装置	16		3			19	各行政センター及び支所に1台ずつ配備
6	飲料水		190,000		15,432		205,432	
7	浄水機		17				17	
8	アルファ米 (備蓄食糧)	16,000					16,000	
9	リッツ (備蓄食糧)	10,500					10,500	
10	缶詰パン	5,520					5,520	
11	初期消火用 資機材					239	239	
12	情報連絡用資 機材(ハンドマイク)	2				119	121	
13	救護用資機材 (救急セット)					160	160	
14	ヘルメット	10		90		115	215	
15	スコップ			90			90	
16	バスタオル・タオルケット組			20			20	
17	日用品セット			118			118	
18	バスタオル			77			77	
19	シーツ			78			78	
20	布団			77			77	
21	歯ブラシセット	2,000					2,000	

番号	項目	市長局 (防災防犯課)	水道局	日赤 (太田)	消防 本部	自主防災 組織	合計	備考
		(個数・本)	(個数・本)	(個数・本)	(個数・本)	(個数・本)		
22	Pカップ	300					300	
23	非常用飲料水袋(4ℓ)	3,800	400				4,200	尾島(3800)、 太田地区 (400)
24	非常用飲料水袋(10ℓ)		600				600	
25	非常用飲料水携行缶(20ℓ)		1				1	
26	ポリタンク(20ℓ)		25				25	
27	防水シート	70					70	新田支所40、 木崎10、綿打 10、生品10

(2) 災害時の協定  
行政

番号	締結日	協定名	自治体名	協定先住所	備考
1	S39.4.27	災害応援協定	大泉町	邑楽郡大泉町	
2	H9.4.18	大規模災害時における相互応援に関する協定	埼玉県所沢市	埼玉県所沢市	
3	H18.7.11	大規模災害時における相互応援に関する協定	両毛6市(足利市、桐生市、佐野市、太田市、館林市、みどり市)		両毛5市 6市へ変更
4	H9.9.29	大規模災害時における相互応援に関する協定	熊谷市	埼玉県熊谷市	
5	H15.7.30	災害時相互応援協定	羽村市	東京都羽村市	旧新田町締結
6	H18.3.27	群馬県防災航空隊支援協定	群馬県		

民間企業

番号	締結日	協定名	社名	協定先住所	緊急連絡先住所	緊急連絡先	締結期間
1	H17.3.15	災害時における救援物資提供に関する協定	三国ココロラボトリング(株)	埼玉県桶川市大字加納180番地	同左	0273-22-8521	5年
2	H17.5.11	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生活協同組合コープぐんま	群馬県桐生市相生町1丁目111番地	同左(コープぐんま災害対策本部)	0277-52-7711	
3	H17.5.11	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	イオン株式会社 社ジャスコ太田店	群馬県太田市石原町81番地	同左(イオンジャスコ太田店)	0276-47-8802	
4	H17.7.1	太田市緊急放送に関する協定	株式会社太田コミュニケーション放送	太田市浜町2番7号	同左	0276-30-1111	

番号	締結日	協定名	社名	協定先住所	緊急連絡先住所	緊急連絡先	締結期間
5	H17.7.12	災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定	株式会社アクトイオ	東京都千代田区岩本町1-5-13秀和第2岩本町ビル	太田市下浜田町369-32	0276-47-1410	
6	H18.2.15	災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定	コーエイ株式会社	群馬県前橋市上小出町1-33-2	太田市藤阿久町784-1	0276-32-6670	
7	H18.7.14	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンモール株式会社イオン太田ショッピングセンター	群馬県太田市石原町81番地	同左	0276-47-8700	
8	H18.7.14	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオン株式会社関東カンパニージャスコ太田店	群馬県太田市石原町81番地	同左	0276-47-8804	
9	H18.7.25	災害時における救援物資提供に関する協定	小林興業株式会社	群馬県太田市緑町1965番地	同左	0276-37-6068	1年
10	H18.12.7	災害時における協力に関する協定	全日本冠婚葬祭互助会	東京都港区虎ノ門3丁目6番2号	株式会社ライフシステム		

組合等

番号	締結日	協定名	社名	協定先住所	緊急連絡先住所
1	H9.7.28	災害時における太田市、太田郵便局間の協力に関する協定	太田郵便局	太田市飯田町	

番号	締結日	協定名	社名	協定先住所	緊急連絡先住所
2	H17.4.12	地震等災害時における消火活動業務に関する協定(消防)	群馬県東毛生コンクリート事業共同組合		
3	H18.7.11	水道災害相互応援に関する協定	両毛6市		
4	S60.11.19	太田市ほか2町水道災害相互応援に関する協定	太田市、大泉町、邑楽町		
5	H13.2.9	群馬県水道災害相互応援協定	県内全市町村、企業体		
6	H15.1.20	災害時における水道施設の応急復旧協力に関する協定	太田市指定水道工事店組合		
7	H18.6.1	火災等災害時における支援活動業務に関する協定(消防)	太田建設業共同組合		
8	H18.12.20	太田市の災害応援に関する協定	太田建設業共同組合		

消防

番号	締結日	協定名	自治体名	協定先住所	備考
1	H.17.3.28	群馬県消防相互応援協定	県下11消防本部(前橋市・高崎市等広域市町村圏振興整備組合・桐生市・伊勢崎市・太田市・利根沼田広域市町村圏振興整備組合・館林地区消防組合・渋川地区広域市町村圏振興整備組合・多野藤岡広域市町村圏振興整備組合・富岡甘梁広域市町村圏振興整備組合・吾妻広域市町村圏振興整備組合)		
2	H.18.3.27	特殊災害消防対策相互応援協定	両毛地区(桐生市・太田市・伊勢崎市・館林地区消防組合・足利市・佐野地区広域消防組合)		
3	H.17.5.2	消防相互応援協定	足利市		

番号	締結日	協定名	自治体名	協定先住所	備考
4	H.17.4.21	消防相互応援協定	深谷市		深谷市・岡部町 共同事務組合 と締結する H18.1.1深谷市 合併 消防団
5	H.17.3.28	消防相互応援協定	伊勢崎市		消防団
6	H.17.3.28	消防相互応援協定	みどり市		旧笠懸町と締 結するH183.27 合併 消防団
7	H.17.3.28	消防相互応援協定	大泉町		消防団
8	H.19.2.19	消防相互応援協定	熊谷市		

### 13-1 人口分布及び気候

1) 地区・町別人口、世帯数

平成18年4月1日現在

町名	世帯数	人口		
		総数	男	女
総合計	81,232	218,033	110,117	107,916
太田地区				
小計	5,056	11,563	5,674	5,889
東本町	938	2,020	976	1,044
本町	896	2,010	957	1,053
西本町	759	1,713	902	811
金山町	559	1,324	639	685
浜町	1,247	2,830	1,406	1,424
八幡町	657	1,666	794	872
九合地区				
小計	10,765	25,558	13,012	12,546
飯塚町	1,627	4,062	2,085	1,977
飯田町	909	1,862	928	934
新井町	1,955	4,352	2,223	2,129
新島町	711	1,578	809	769
小舞木町	876	2,031	1,032	999
西矢島町	451	1,036	558	478
東矢島町	931	2,437	1,212	1,225
東別所町	1,390	3,624	1,847	1,777
内ヶ島町	1,915	4,576	2,318	2,258
沢野地区				
小計	8,634	22,551	11,278	11,273
福沢町	242	708	364	344
富沢町	475	1,337	664	673
牛沢町	1,003	2,681	1,311	1,370
古戸町	353	964	498	466
岩瀬川町	1,256	3,111	1,581	1,530
下浜田町	844	1,943	1,023	920
細谷町	760	1,990	949	1,041
米沢町	91	286	137	149
高林東町	734	1,975	990	985
高林西町	394	1,049	532	517
高林南町	438	1,272	610	662
高林北町	433	1,065	537	528

高林寿町	279	733	351	382
南矢島町	691	1,719	891	828
末広町	641	1,718	840	878
葦川地区				
小計	8,129	20,591	10,460	10,131
熊野町	817	1,823	854	969
矢場新町	583	1,779	858	921
台之郷町	2,056	5,241	2,585	2,656
上小林町	326	803	375	428
東金井町	670	1,739	864	875
安良岡町	348	1,027	518	509
石原町	772	1,981	997	984
東長岡町	1,817	4,059	2,323	1,736
矢場町	307	935	477	458
植木野町	433	1,204	609	595
鳥之郷地区				
小計	4,658	12,927	6,449	6,478
大島町	743	2,041	986	1,055
長手町	124	296	155	141
鶴生田町	801	2,074	1,001	1,073
鳥山町	64	166	82	84
新野町	343	959	495	464
鳥山上町	1,126	3,051	1,553	1,498
鳥山中町	402	1,097	548	549
鳥山下町	407	1,115	558	557
城西町	648	2,128	1,071	1,057
強戸地区				
小計	2,777	8,663	4,250	4,413
成塚町	1,073	3,503	1,698	1,805
西長岡町	295	909	468	441
菅塩町	188	599	297	302
北金井町	69	207	100	107
強戸町	229	764	367	397
寺井町	256	756	388	368
天良町	215	593	293	300
石橋町	298	795	380	415
大鷲町	64	224	108	116
上強戸町	90	313	151	162

休泊地区				
小計	4,374	11,444	5,846	5,598
龍舞町	3,016	7,747	3,934	3,813
沖之郷町	199	669	327	342
茂木町	247	709	347	362
下小林町	828	2,067	1,111	956
八重笠町	84	252	127	125
宝泉地区				
小計	10,801	27,528	14,138	13,390
新道町	913	2,265	1,163	1,102
泉町	419	1,071	553	518
宝町	1,771	4,781	2,386	2,395
西新町	1,259	2,770	1,550	1,220
藤阿久町	1,316	3,012	1,528	1,484
藤久良町	752	1,835	938	897
由良町	2,895	7,521	3,839	3,682
別所町	322	772	424	348
脇屋町	223	728	358	370
沖野町	84	281	141	140
西野谷町	58	210	105	105
上田島町	160	535	273	262
中根町	160	473	245	228
下田島町	469	1,274	635	639
毛里田地区				
小計	4,455	12,410	6,370	6,040
東新町	707	1,624	890	734
清原町	12	40	23	17
高瀬町	357	880	454	426
原宿町	327	899	450	449
緑町	226	657	335	322
只上町	796	2,476	1,249	1,227
市場町	690	1,893	993	900
富若町	172	515	255	260
東今泉町	396	1,149	584	565
矢田堀町	146	423	207	216
吉沢町	367	1,133	574	559
丸山町	259	721	356	365
尾島地区				
小計	3,137	9,058	4,558	4,500

尾島町	503	1,321	655	666
阿久津町	131	393	196	197
岩松町	378	1,054	525	529
備前島町	47	127	71	56
押切町	91	301	150	151
堀口町	173	569	279	290
前小屋町	126	438	216	222
二ツ小屋町	83	264	137	127
武蔵島町	88	312	155	157
前島町	52	155	77	78
亀岡町	672	1,628	830	798
大館町	180	564	277	287
安養寺町	178	574	290	284
太子町	49	158	78	80
南ヶ丘町	257	710	371	339
すずかけ町	129	490	251	239
世良田地区				
小計	1,695	5,328	2,659	2,669
世良田町	939	3,066	1,521	1,545
粕川町	540	1,523	771	752
出塚町	115	385	187	198
徳川町	74	257	131	126
小角田町	27	97	49	48
木崎地区				
小計	3,572	10,188	5,220	4,968
新田木崎町	2,683	7,415	3,822	3,593
新田中江田町	594	1,826	920	906
新田下江田町	78	264	123	141
新田高尾町	45	156	81	75
新田赤堀町	172	527	274	253
生品地区				
小計	3,100	9,907	4,974	4,933
新田村田町	731	2,366	1,183	1,183
新田小金井町	514	1,527	785	742
新田市野井町	612	1,944	964	980
新田反町町	296	896	454	442
新田市町	140	423	194	229
新田多村新田町	28	95	50	45
新田市野倉町	215	670	331	339

新田小金町	22	61	29	32
新田天良町	6	20	12	8
新田瑞木町	536	1,905	972	933
綿打地区				
小計	3,486	10,451	5,283	5,168
新田大根町	515	1,547	778	769
新田上江田町	533	1,621	792	829
新田下田中町	239	807	415	392
新田花香塚町	198	589	311	278
新田上田中町	442	1,449	746	703
新田権右衛門町	26	95	48	47
新田上中町	154	471	239	232
新田溜池町	44	167	75	92
新田大町	184	539	272	267
新田嘉祿町	142	253	159	94
新田金井町	176	535	251	284
新田萩町	67	204	99	105
新田早川町	766	2,174	1,098	1,076
藪塚本町地域				
小計	6,593	19,866	9,946	9,920
藪塚町	1,917	5,784	2,864	2,920
山之神町	584	1,810	901	909
寄合町	65	163	92	71
大原町	3,457	10,309	5,163	5,146
六千石町	207	707	361	346
大久保町	363	1,093	565	528

## 2) 外国人登録者数

平成 18 年 12 月現在

国 籍	計	男	女
国籍数	8,471	4,440	4,031
ブラジル	3,897	2,113	1,784
フィリピン	1,143	219	924
ペルー	640	341	299
韓国・朝鮮	533	213	320
中国	531	245	286
インドネシア	287	267	20
バングラデシュ	213	196	17
ネパール	167	113	54
ベトナム	145	69	76
パキスタン	144	139	5
スリランカ	134	110	24
インド	125	116	9
タイ	64	23	41
米国	52	36	16
イラン	43	43	0
アルゼンチン	27	15	12
フランス	27	16	11
ルーマニア	23	2	21
トルコ	23	20	3
英国	23	17	6
ニュージーランド	20	9	11
パラグアイ	19	9	10
ミャンマー	18	8	10
カナダ	17	11	6
コロンビア	17	9	8
オーストラリア	16	9	7
ロシア	13	2	11
ボリビア	12	5	7
イラク	8	4	4
メキシコ	8	5	3
イタリア	7	5	2
アイルランド	6	2	4
マレーシア	6	4	2
ガーナ	5	4	1
チリ	4	1	3
モーリシャス	4	4	0

国 籍	計	男	女
フィジー	3	2	1
ギニア	3	3	0
スウェーデン	3	2	1
ウクライナ	3	0	3
コスタリカ	2	2	0
キプロス	2	2	0
モロッコ	2	2	0
オランダ	2	2	0
ナイジェリア	2	2	0
ポルトガル	2	2	0
シンガポール	2	1	1
アフガニスタン	1	1	0
ブータン	1	1	0
バハマ	1	1	0
ドミニカ	1	1	0
エチオピア	1	1	0
ドイツ	1	0	1
イスラエル	1	1	0
ラオス	1	1	0
マリ	1	1	0
モンゴル	1	0	1
モルドバ	1	0	1
パナマ	1	0	1
スペイン	1	1	0
タンザニア	1	1	0
トリニダード・ドバゴ	1	0	1
トンガ	1	1	0
ウガンダ	1	1	0
ウズベキスタン	1	1	0
無国籍	6	3	3

4) 太田市の気象

【平成 12 年～平成 16 年における気象データ】

年次	気温 ( )			風速 (m/s)			平均湿度	降水量 (mm)		天気日数			
	平均	最高極	最低極	平均	最大値	同風向	(%)	全月	日最大極	晴	曇	雨	雪
平成 12 年	13.9	37.0	-7.6	3.2	27.9	NNW	63.4	1,104.0	80.0	210	108	47	1
13 年	13.9	38.2	-10.1	3.0	26.9	NNW	68.8	1,086.0	105.0	226	64	71	4
14 年	14.7	36.9	-6.4	2.9	31.4	W	73.4	972.0	83.5	210	113	40	2
15 年	14.2	35.1	-6.7	2.6	28.9	WNW	74.3	893.0	59.0	199	123	39	4
16 年	15.4	37.8	-6.4	3.0	28.9	WNW	71.9	1,025.0	117.5	235	95	34	2

14-1 様式等

1) 安否情報

様式第1号(第1条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式 ( 避 難 住 民 ・ 負 傷 住 民 )

記入日時( 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、 ～ を回答する予定ですが、回答を 希望しない場合は、 で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの紹介があれば を回 答する予定ですが、回答を希望しない 場合は を囲んで下さい。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の 者からの照会に対する回答又は公表す ることについて、同意するかどうか で囲んで下さい。	同意する  同意しない
備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記 ～ の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
~ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



安否情報照会書

総務大臣 群馬県知事 殿 太田市長	年 月 日	
申請者 住所(居所) _____  氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 ( を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。 )	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿	年 月 日  総務大臣 群馬県知事 太田市長	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本      その他(      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

14-2 公用令書様式（別記様式1～4）

（別記様式1）  
収用第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

第81条第2項  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第81条第4項  
第183条において準用する  
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

第81条第2項  
第81条第4項

（理由）

年 月 日

処分権者太田市長清水聖義 印

収用すべき物 質の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備考

（用紙はA5）

(別記様式2)  
保管第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

第81条第3項  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第81条第4項  
第183条において準用する  
の規定に基づき、次のとおり物資を保管を命ずる。

第81条第3項  
第81条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者太田市長清水聖義 印

収用すべき物質の種類	数 量	保管場所	引渡場所	備 考

(用紙はA5)

(別記様式3)

使用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 において準用する

第183条

第82条の規定に基づき、次のとおり土地又は家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者太田市長清水聖義 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	機 関	引渡場所	備 考

(用紙はA5)

(別記様式4)  
使用第 号

公 用 取 消 令 書

氏名  
住所

第81条第2項  
第81条第3項  
第81条第4項  
第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する  
第183条において準用する  
第183条において準用する  
第183条において準用する

第81条第2項 の規定に基づく公用令書(年月日第号)に係る処分を取り消したので、武力  
第81条第3項  
第81条第4項  
第82条

攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 第16条  
第52条

の規定により、これを交付する。

において準用する第16条

年 月 日

処分権者太田市長清水聖義 印

(用紙はA5)

## 14-3 群馬県特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

### 群馬県特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

#### 目次

#### 第1章総則

#### 第2章特殊標章の交付等

#### 第3章身分証明書の交付等

#### 第4章保管及び返納

#### 第5章濫用の禁止等

#### 第6章雑則

#### 第1章総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、群馬県の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう以下同じの交付又は使用の許可以下交。）（「付等」という）に関する基準、手続き等必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義及び様式)

第2章 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

#### (交付等の対象者)

第3章 知事は、武力攻撃事態等において国民保護法第11条の規定に基づき、知事が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

- (1) 群馬県の職員（警察職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行うもの。
- (2) 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (4) 知事が指定した指定地方公共機関

#### (交付等の手続き)

第4条 知事は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 知事は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

3 知事は、前条第4号に掲げる者に対し、当該対象者からの特殊標章等に係る使用許可申請書（別記様式1）による申請に基づき、使用の許可を与えるものとする。

## 第2章 特殊標章の交付等

### (腕章及び帽章の交付等)

第5条 知事は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、知事が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という)を交付するものとする。

2 知事は、第3条第1号に掲げる者(前項で掲げる者を除く)並びに同条第2号及び、第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

3 知事は、第3条第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、特殊標章を付した腕章等の使用を許可するものとする。ただし、知事は、第3条第4号に掲げる者から腕章等の使用の許可の申請があった場合で、その者が武力攻撃事態等において実施することが想定される国民保護措置の内容等を勘案し必要と認めるときは平時においてその使用を許可することができるものとする。

### (旗及び車両等の交付等)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、航空機等(以下「場所等」という)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という)をあわせて交付等するものとする。

### (訓練における使用)

第7条 知事は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

### (特殊標章の特例交付)

第8条 知事は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、知事は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

### (特殊標章の再交付)

第9条 知事から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により速やかに知事に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

## 第3章 身分証明書の交付等

### (身分証明書の交付等)

第10条 知事は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という)を交付するものとする。

2 知事は、第5条第2項及び第3項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに知事に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により知事が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により知事が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、知事が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続きは、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 知事は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 知事から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 知事は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

## 第6章 雑則


(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については「赤十字標章、等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 群馬県における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務局消防防災課が行うものとする。

## 附則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。



-----

-----

|

|

-----

-----

-----

-----

-----



-----

-----

|

|

-----

-----

-----

-----

-----

-----	-----	-----
<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
	holder	

----- -----	-----
----------------	-------

-mail ----- ----- ----- -----	× cm
---	------

----- cm	-----
-----	-----

----- -----
----------------

----- ----- ----- -----
----------------------------------



<hr/> <hr/> <hr/>	

		_____
		_____
		_____

事務局

市民生活部長	浅海崇夫
市民生活部安心安全担当副部長	横澤義隆
防災防犯課 課長	金子敏夫
〃 課長補佐	倉澤福明
〃 係長代理	吉ノ菌年勝
〃 主任	亀山和人

太田市国民保護計画

編集発行 太田市  
事務局 太田市市民生活部防災防犯課  
〒373-8718 太田市浜町2番35号  
電話番号 0276-47-1111 (代表)  
0276-47-1916 (ダイヤルイン)

発行 平成19年5月

※乱丁本・落丁本はおとりかえます。